中世今市遺跡

今市川農道橋架替工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

2015年3月

益田市教育委員会

中世今市遺跡

今市川農道橋架替工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

礫敷遺構（舟着場跡）（西から）

序

本報告書は、益田市教育委員会が平成26年5月から6月にかけて実施した、今市川農道橋架替工事に伴う中世今市遺跡の調査結果をまとめたものです。

中世今市遺跡は、沖手遺跡や国史跡中須東原遺跡などの益田川・高津川河口域に存在した中世港湾集落の一つで、益田川の水運を利用した物資の流通・集散の拠点であったことが明らかにされています。また、今市川に面して残る石垣は、中世益田氏の経済基盤を支えた市場・港としての今市の姿を今に伝えるものとして、昭和56年に市指定文化財「中世今市船着場」になっています。

今回の発掘調査からは、舟着場跡の発見をはじめとして、これまでに実施された学術調査成果から得られた今市船着場の性格や変遷をより詳細に知ることができました。本書が皆様に広く活用され、地域の歴史や遺跡保護に対する理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

調査にあたって多大なご協力をいただきました土地所有者の方々や地元の皆様、関係各位に厚く御礼を申し上げまして、報告書刊行のごあいさつといたします。

平成27年3月

益田市教育委員会

教育長　村川　修

例　言

1. 本書は益田市教育委員会が島根県益田県土整備事務所の委託を受け、平成26年度に実施した今市川農道橋架替工事に伴う中世今市遺跡の発掘調査報告書である。

2. 調査に要する経費は、事業者　島根県益田県土整備事務所が全額負担した。

3. 調査組織は次のとおりである。
   【調査主体】　益田市教育委員会
   （事務局：益田市教育委員会　文化財課）
   【調査員】　佐伯昌俊（副主任主事）
   【調査指導】　島根県教育委員会

4. 現地調査及び報告書作成に際しては、以下の機関、方々からご指導・ご助言をいただいた。
   村上　勇（奥田元宋・小由女美術館館長、益田市文化財保護審議会会長）、西尾克己（大田市教育委員会）、島根県教育委員会文化財課

5. 発掘調査作業及び整理作業には下記の方々に参加していただいた。
   【発掘作業】
   亀山武徳、齊藤豊、椋悟、村上博一
   【整理作業】
   岡崎敦子、横山秀美

6. 本報告書に掲載した遺物の実測は、岡崎・横山が行い、トレースは佐伯が行った。出土遺物の分類・集計は、村上勇、西尾克己両氏の協力を得て佐伯が行った。

7. 本報告書の執筆は、第1章から第4章を佐伯が、附章を中司が担当し、編集は佐伯が行った。

8. 本書に掲載した出土遺物及び実測図、写真等は益田市教育委員会文化財課で保管している。

本文目次

第１章　調査に至る経緯 …… 1
第２章　遺跡の位置と環境 …… 2
第３章　発掘調査の成果 …… 4
第１節　概要 …… 4
第２節　遺構・遺物 …… 5
1.　礫敷遺構（舟着場） …… 5
2.　出土遺物 …… 5
第４章　総括 …… 9
1.　礫敷遺構の年代 …… 9
2.　調査地点の位置付けと今後の課題 …… 10
附　章　「今市村庄屋金山家文書」の翻刻と解説 …… （中司）　(1)

挿図目次

第１図　遺跡位置図 …… 1
第２図　中世今市遺跡の範囲と周辺の主な遺跡 …… 2
第３図　調査区配置図 …… 3
第４図　土層断面図（北壁および西壁） … 4
第５図　礫敷遺構平面図 …… 6
第６図　包含層出土遺物 …… 7
第７図　礫敷遺構共伴遺物 …… 7
第８図　礫敷遺構遺物分布図 …… 9

挿図目次

第１表　中世今市遺跡調査年次一覧 …… 5
第２表　中世今市遺跡出土遺物集計表 …… 8
第３表　中世今市遺跡出土遺物観察表 …… 11

巻頭図版目次

巻頭図版１　礫敷遺構（舟着場跡）

第１章　調査に至る経過

益田市教育委員会では、今市川防災・安全交付金（広域河川）工事に伴う今市川農道橋の架替が周知の埋蔵文化財包蔵地中世今市遺跡の範囲内で計画されていることに関し、事前発掘調査の必要性について事業者（島根県益田県土整備事務所）と協議を進め、実施の了承を得た。

事業者からは、平成２５年１０月７日付けで文化財保護法９４条に係る届出の提出を受けた。その後、県文化財課からの指導・助言を踏まえ、遺跡が直接影響を受ける１６㎡を工事着工前に発掘調査することとなった。なお、平成２６年５月２６日付けで益田市教育委員会から島根県教育委員会に対して埋蔵文化財発掘通知を提出した。さらに、益田市と事業者との間で平成２６年５月２８日付けで埋蔵文化財発掘調査委託契約を締結し、同年６月２日より現地調査に着手、６月２０日には調査を終了した。

遺跡の取り扱いに関しては、遺跡が影響を受ける範囲は記録保存のための調査が実施され、かつ遺跡の残存部分は盛土で保護される事業計画であり、工事の実施は止むを得ないとの判断に立ち、平成２６年９月８日付けで益田市教育委員会から島根県教育委員会に対して遺跡の取り扱い協議を行った。これに対して、平成２６年９月１６日付けで島根県教育委員会から益田市教育委員会に対して回答があり、事業者へ取り扱いに係る協議結果を通知している。

平成２６年６月１１日に県文化財課角田徳幸氏による調査指導を受け、発見された遺構の評価および遺跡の取り扱いを協議した。同月１４日には、村上勇氏（奥田元宋・小由女美術館館長）と西尾克己氏（大田市教育委員会）による調査指導を受け、主に出土陶磁器からみた遺構の年代比定について助言をいただいた。

調査成果の公開のため、平成２６年６月２０日に現地説明会を開催し、地元住民３１名の参加があった。

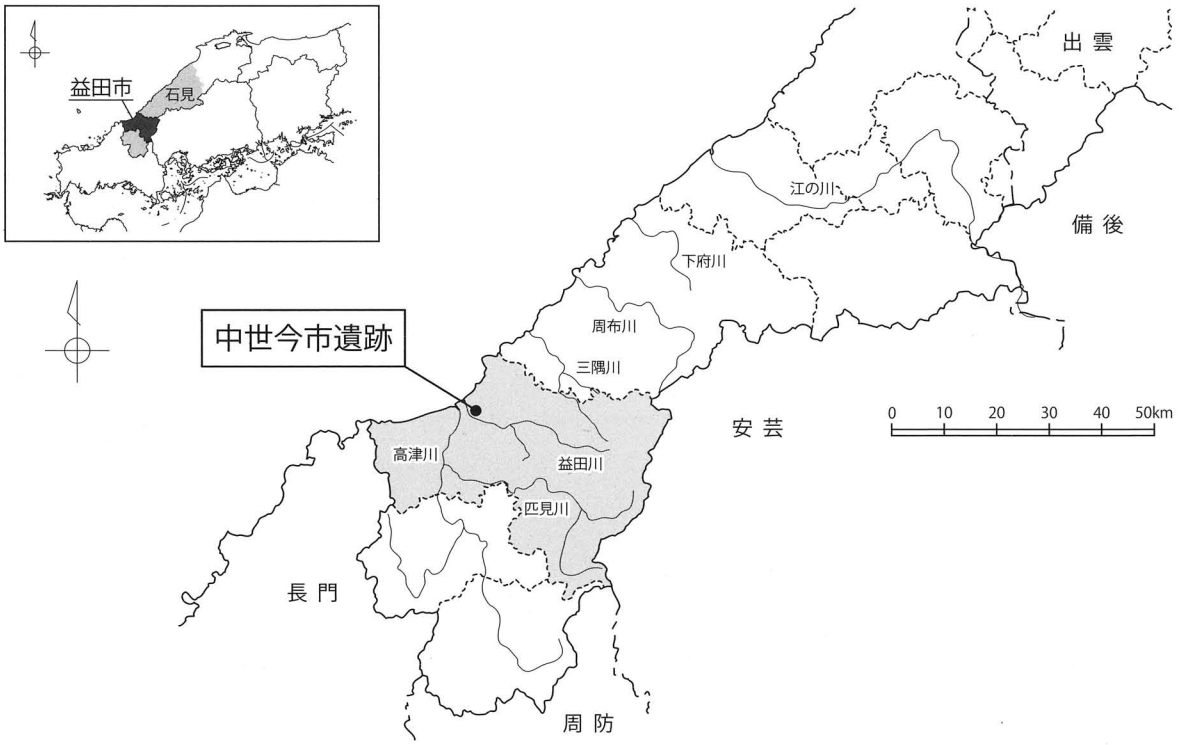

第１図　遺跡位置図

第２章　遺跡の位置と環境

中世今市遺跡は、益田平野を流れる二級河川益田川の支流今市川の右岸、益田市乙吉町に所在する。現在でも、遺跡の位置する今市地区には短冊状の地割が良好に残り、今市川に沿って築かれた約１００ｍの護岸状石垣は益田市指定史跡「中世今市船着場」となっている。

今市は、かつて高津川・益田川河口域に存在した沖手遺跡や中須東原・西原遺跡と同様に、交易・流通に関わった港湾集落跡の一つである。益田川の流路変遷や河口域の土砂堆積による陸地化に伴い、戦国末期に比較的七尾城下町に近く水量の安定した今市へ港湾機能を備えた市場が整備された。なお、今市周辺には舟着場として機能していたころの名残を示すものとして「塩入」という地名が確認できる。このことは、河口域の中でも上流に位置する今市近くまで舟の出入りが容易に行える環境であったことを示している。

今市の史料上の初見は、天正１９年（１５９１）の「美濃郡益田元祥領検地目録」（益田家文書）に「代弐貫三百十文　今市屋敷銭」とあり、益田氏領に設置された４カ所の市場の一つとして今市に屋敷銭が賦課されていたことが知られる。

関ヶ原の役後、益田氏の須佐移封に伴い益田が浜田藩領に組み込まれると、益田組２６ヶ村内の今市村となった。

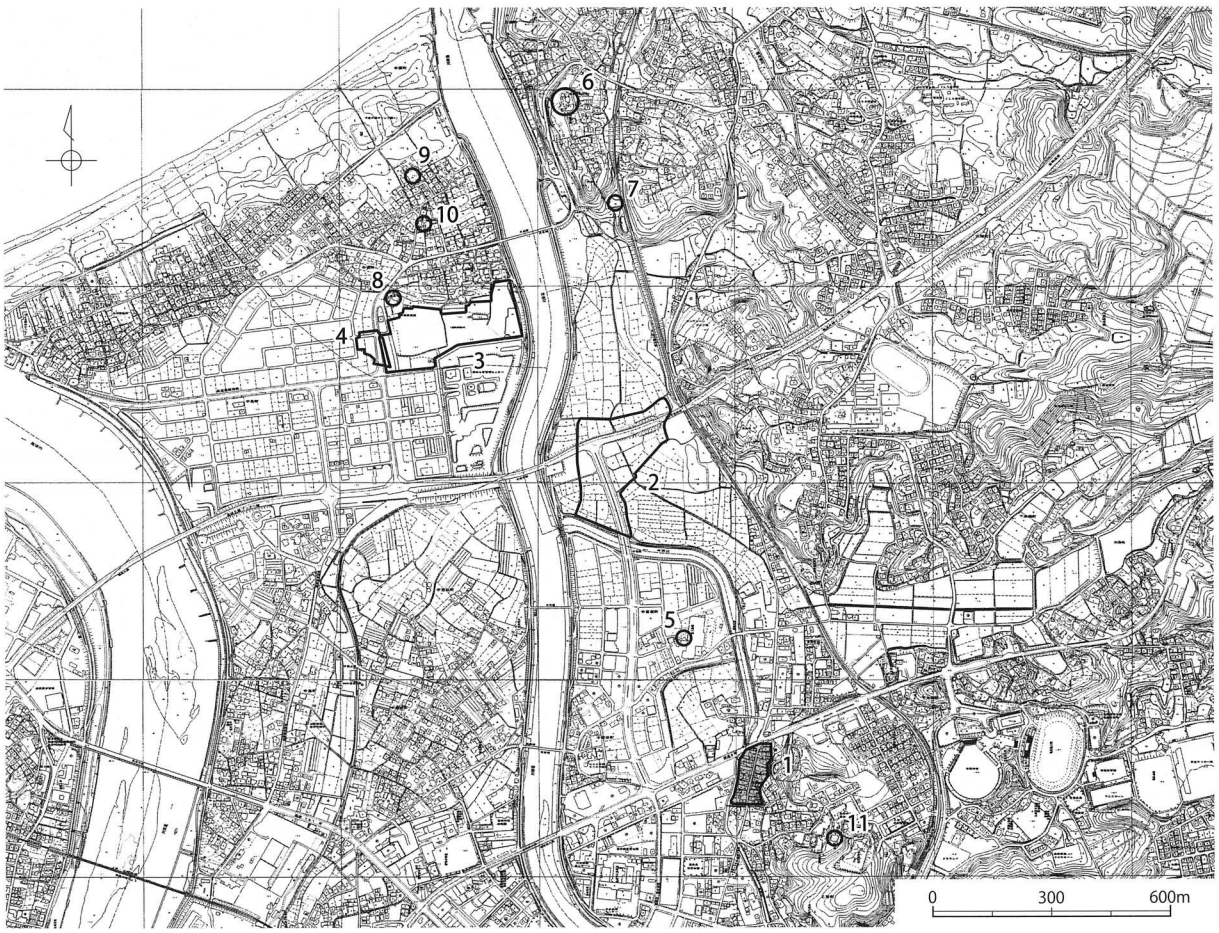

1. 中世今市遺跡　2. 沖手遺跡　3. 中須東原遺跡　4. 中須西原遺跡　5. 平田遺跡　6. 式内社櫛代賀姫神社　7. 真如坊跡
8. 福王寺　9. 安福寺跡　10. 恵比寿神社・厳島神社　11. 雪舟の墓

第２図　中世今市遺跡の範囲と周辺の主な遺跡

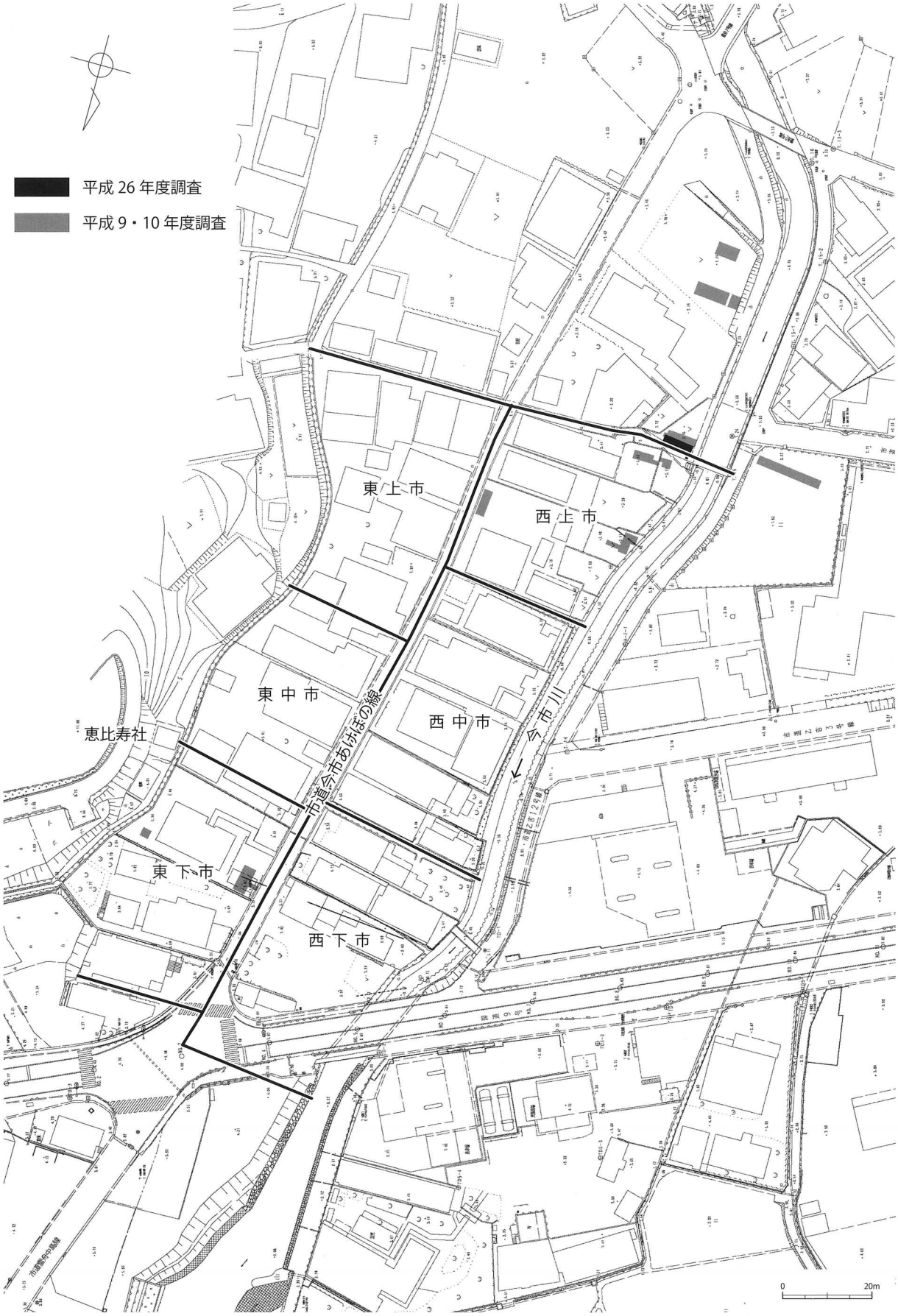
平成 26 年度調査
平成 9・10 年度調査
東上市
西上市
東中市
西中市
恵比寿社
市道今市あけぼの線
今市川
東下市
西下市
0
20m

第 3 図　調査区配置図

第３章　調査の成果

第１節　概　要

益田市教育委員会では、平成９～１０年にかけて中世今市遺跡の性格を明らかにするための内容確認調査を実施している（第３図）。今回の調査範囲に隣接する今市の短冊状地割の南西部隅で実施された既往の発掘調査では、護岸としての使用が想定される５～１５ｃｍ程度の礫を敷き詰めた礫敷遺構と列状に並んだ木杭が検出された。このことから、農道橋の架替部分のうち護岸施設の存在が想定される２ｍ×８ｍの１６㎡を調査対象として設定した。

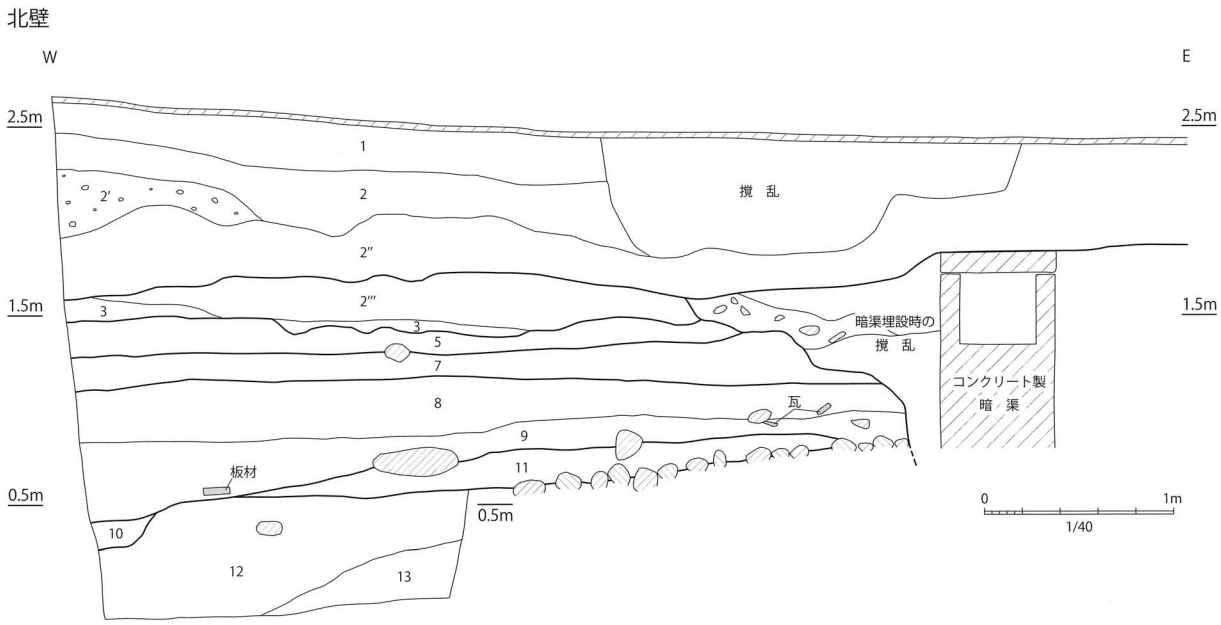

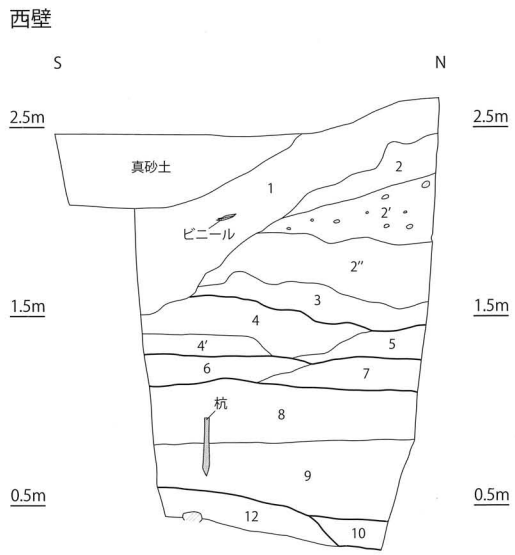

1．黒色土 (2.5Y2/1)、ビニール片等含む

2．暗灰黄色土 (2.5Y4/2) と黄色ブロック (2.5Y8/8) の混合土、造成土

2′．灰黄褐色土 (10YR4/2)、2~3cm 程度の円礫を多く含む

2″．暗灰黄色粘質土 (2.5Y4/2) に灰色ブロック (5Y6/1) を多く含む。
黄色ブロック (2.5Y8/8) がわずかに混ざる

2‴．2″ 層と同色だが、砂質強い

3．黄色砂質土 (2.5Y7/8)、細粒砂主体で、わずかに灰色ブロック (5Y6/1) 混ざる

4．灰色粘質土 (5Y6/1)
4′．4 層と同色だが、砂質強い
} 昭和 30 ～ 40 年代の旧水田耕作土

5．灰色粘質土 (10Y6/1)、オリーブ黄色ブロック (7.5Y6/3) を含む、昭和 30 ～ 40 年代の旧水田耕作土

6．灰色粘質土 (5Y5/1)

7．黒褐色粘質土 (2.5Y3/1)、円礫わずかに含む

8．暗灰色粘質土 (N3/1)
9．暗緑灰色粘質土 (7.5GY4/1)
} 近世遺物を含む包含層

10．オリーブ灰色泥炭層 (10Y6/2)、有機物（木片など）含む

11．灰色砂質シルト (10Y6/1)、粗粒砂主体で、砂と有機物を含む粘質土が互層状に堆積

12．オリーブ黒色粘土（7.5Y3/1）

13．暗褐色腐植質シルト (10YR3/3)、有機物を多く含む、無遺物層

第４図　土層断面図

基本的な層序は上から順に、１～３層（昭和３０～４０年代の今市川河川改修に伴う造成土）、４～７層（河川改修以前の水田耕作土）、８～９層（近世遺物包含層）、１０～１１層（旧河川活動に伴う堆積土）、１２層上面（礫敷面・遺構面）である（第４図）。

掘削にあたっては、地表面から約１m程度は河川改修に伴う造成土と判断されたため、重機により掘削を行った。造成土掘削後に確認された旧水田耕作土より下層については、人力による掘削及び遺構精査を行った。ほぼ調査区全面にわたって確認された礫敷面は記録・図化作業を行い、礫敷遺構の保存を図る調査方針のもとに、礫の疎らな調査区北西隅に下層確認トレンチを設定した。

第１表　中世今市遺跡調査年次一覧

調査年	調査年次	調査地点	調査原因	結　果
平成９年（1997）	第１次調査	１～４	遺跡の範囲・内容確認	礫敷遺構・杭列の一部を検出した
平成10年（1998）	第２次調査	５～10	遺跡の範囲・内容確認	町割に沿った礎石・石列を検出した
平成18年（2006）	第３次調査	11	個人住宅増築に伴う試掘調査	遺構確認できず
平成19年（2007）	第４次調査	12	個人住宅新築に伴う工事立会	遺構確認できず
平成20年（2008）	第５次調査	13～15	国道９号線橋梁付替工事（迂回路部分）に伴う試掘調査	遺構確認できず
平成25年（2013）	第６次調査	16～17	国道９号線橋梁付替工事（本線部分）に伴う工事立会	遺構・遺物ともに確認できず
平成26年（2014）	第７次調査	18	今市川農道橋架替工事に伴う本調査	礫敷遺構・杭列の広がりを確認した

第２節 遺構・遺物

１．礫敷遺構（舟着場）

今回確認された礫敷は、既往の調査で確認された礫敷と同様に５～１５cm前後の円礫が主であり（第５図）、礫面の標高は調査区東側（今市地区側）で１m、調査区西側（今市川側）で０．３mと現在の今市川へ向かって緩やかに傾斜する。礫の中には、高津川水系にのみ確認される赤色の礫（安山岩）が認められることから、現在は益田川水系に属する今市川周辺がかつて高津川の影響下にあったことが推測される。なお、標高０．４～０．５m付近の礫敷面直上に流木や植物根などの有機物が多く堆積していたこと、現在の今市川の川底が標高０．５mであることなどから、礫敷が当時の生活面として機能していた頃の汀線は標高０．５m前後であったと考えられる。さらに、標高０．７m付近では等高線に沿う形で直径５cmの木杭が等間隔で打設されており、断言はできないものの舫い杭としての使用も想定される。

２．出土遺物

発掘調査では、多量の燻瓦・赤瓦に加えて中近世遺物が出土し、遺物総数はコンテナ２箱となった。本報告では、礫敷遺構の年代決定となり得る礫敷共伴遺物および特徴的な遺物について図化を行った（第６・７図）。その他近世包含層出土遺物については、各層位毎に分類・集計を行い総体の把握に努めた。

１～５は造成土出土、６～９は旧水田耕作土出土、１０～１３は礫敷上層出土、１４～１８は礫敷遺構共伴出土である。１～２は須佐焼である。１は捏鉢の底部で、削り出し高台とした後に縁を面取りする。２は捏鉢の口縁部で、釉調などから１と同一個体と考えられる。３は陶器壺で、底部を碁笥底状に削り出す。在地系陶器（石見焼系）か。４は堺・明石系の擂鉢である。底部と口縁帯の一部が残り、内面のスリ目は摩耗が顕著である。５は佐野焼の大甕である。口縁外面に２状の沈線を巡らせ、内面をハケ目調整とする。６は陶器鉢の底部である。内面無釉で、火入れ・香炉としての使用が想定される。７は在地系陶器（石見焼系）の鉢底部である。削り出し高台で、底部を薄く仕上げる。８～９は須佐焼で

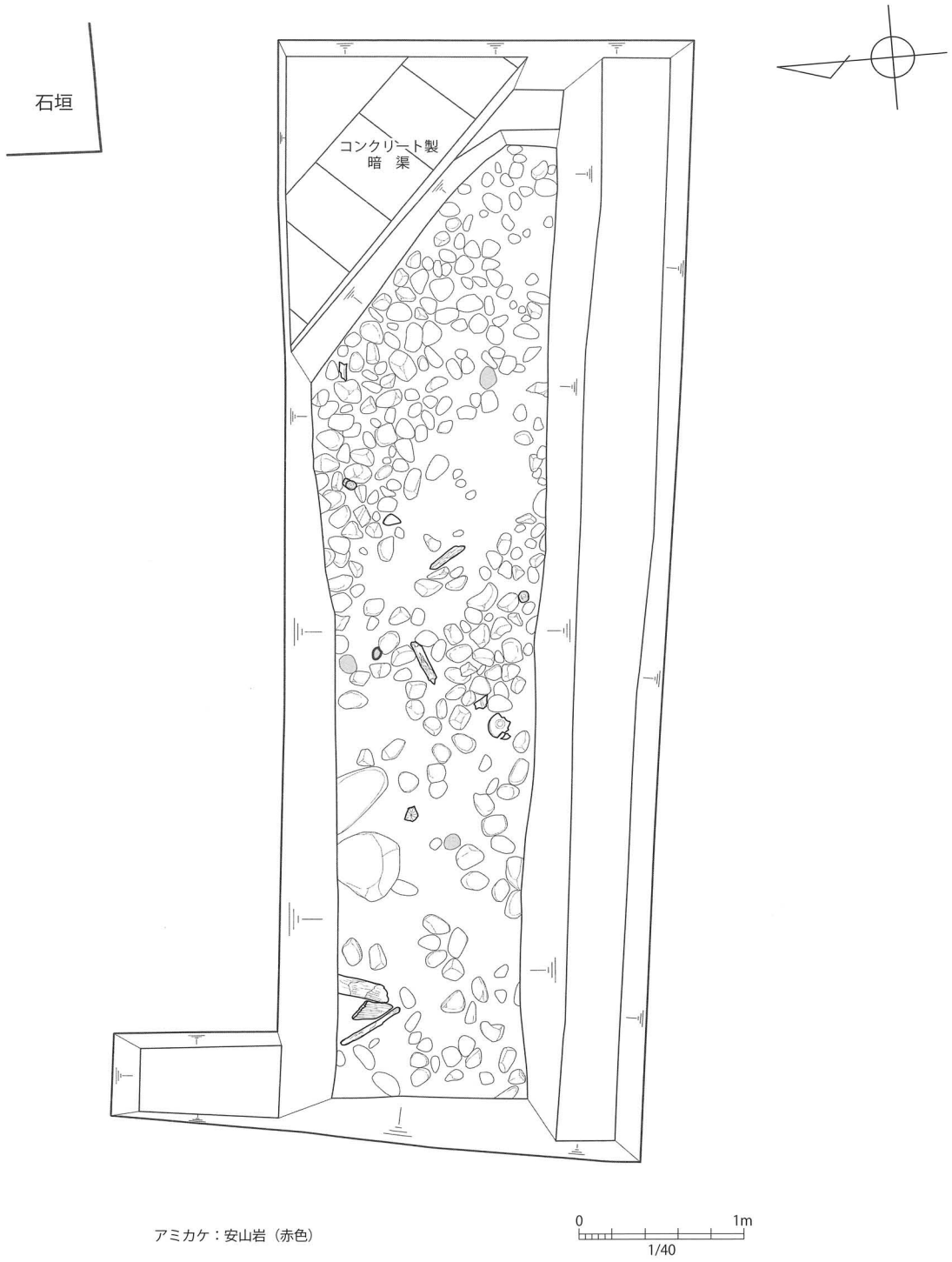

第５図　礫敷遺構平面図

ある。８の灯明皿には、底部に糸切り痕が残り、内面に胎土目が２つ確認できる。９は口縁部形態や口径などから片口と思われる。１０～１１は須恵器で、１０は坏蓋、１１は甕である。なお、これらの須恵器は所々に摩耗がみられ、河川活動によって運ばれた混入品と考えられる。１２は肥前系磁器の白磁碗で、口縁に銹釉を施す。１３は京・信系陶器の碗である。胎土は精良・緻密で、内面に色絵が描かれる。１４は肥前系磁器の口縁折縁皿である。１５は肥前系陶器の大鉢で、口縁を浅い溝縁状とし、内面に櫛状工具による回線を施す。１６は須佐焼擂鉢の底部である。削り出し高台で、縁の面取りを行わな

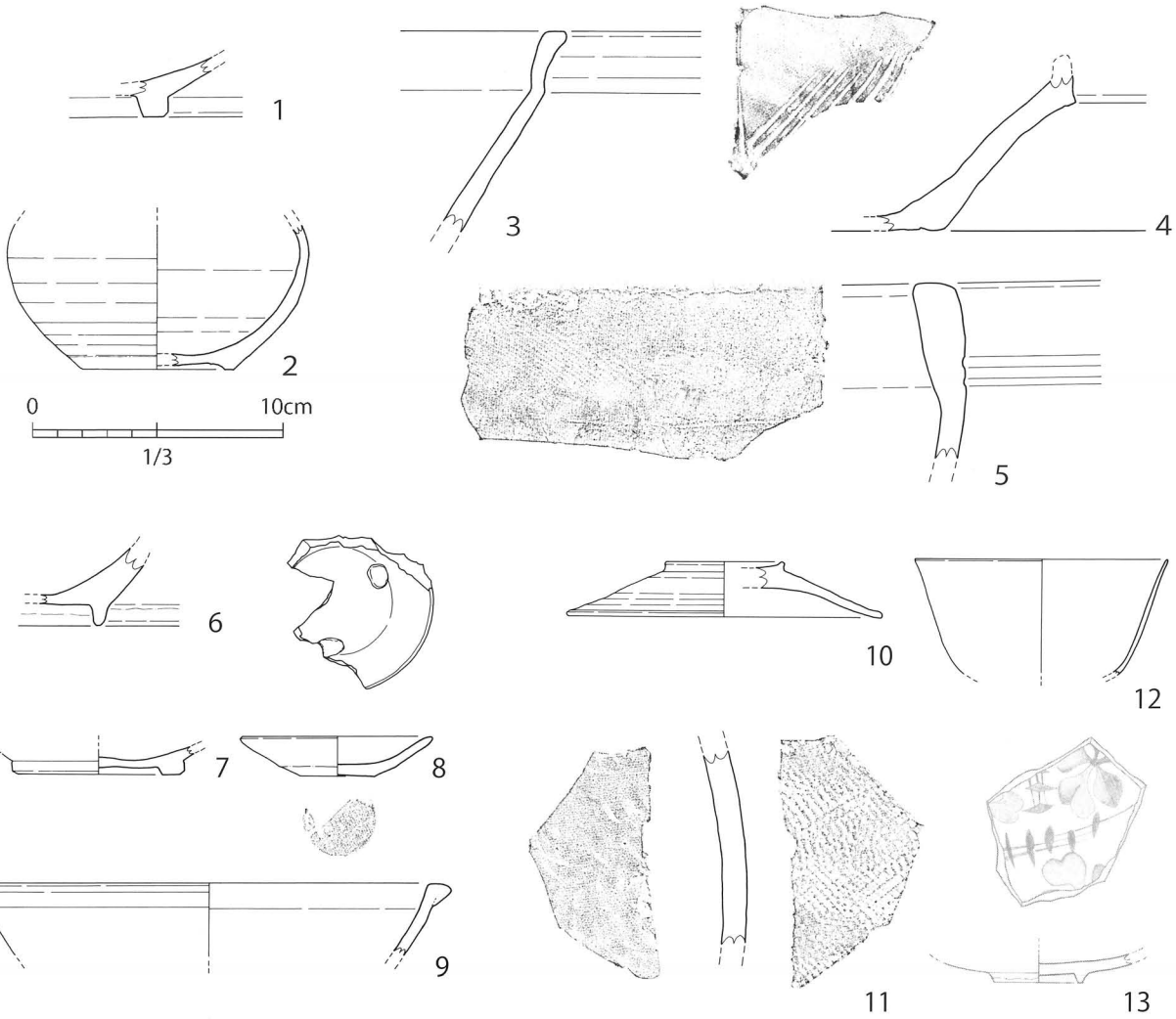

1～5　遺成土出土　　6～9　旧水用耕作土出土　10～13　礫敷上層出土

第6図　包含層出土遺物

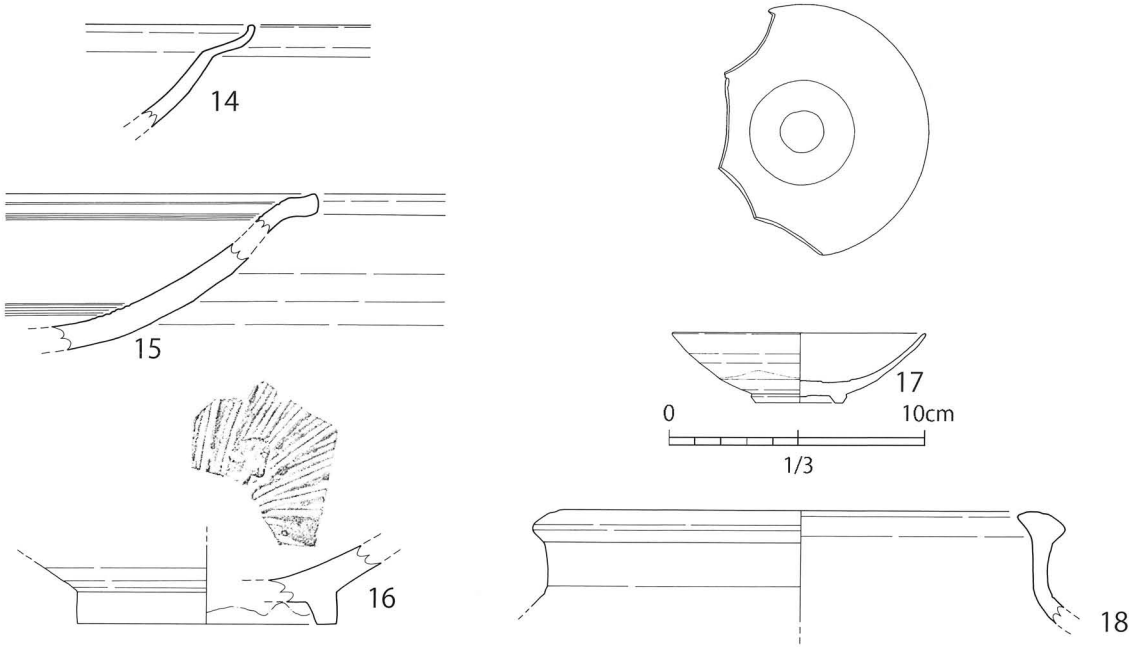

第7図　礫敷遺構共伴遺物

い。１７は肥前系陶器の皿である。内面に銅緑釉を施し、見込みを蛇ノ目釉剥ぎする。１８は肥前系陶器の壺で、内面に格子目タタキ痕が残る。

第２表　今市遺跡出土遺物集計表

	種別	産地	器種		造成土	旧水田耕作土	近世包含層	11層	礫敷面	合計
中国製品	白磁		皿	IX類	1					
	青磁		碗	B4			1			
	青花		碗	不明		1	1			
			皿	不明			1			
				小計	1	1	3	0	0	5
日本製品	陶器	肥前系	碗	呉器手				2		
				刷毛目	1					
				不明	2	4	1			
			皿	銅緑釉		1			1	
				二彩				1		
				不明	1		2	2		
			鉢	擂鉢						
				大鉢					2	
				不明	1	2				
			壺・甕		1		2	2	1	
			瓶		4		1			
			不明				3			
		京・信	碗	丸碗			4	1		
				不明						
			香炉・火入							
		萩	碗		1		2			
			鉢		1					
		須佐	皿	灯明皿			2			
			鉢	擂鉢			4		1	
				片口		2				
				捏鉢	2		1			
		在地（石見系）	皿		1	2				
			鉢				2			
			甕		2		1			
		その他不明			4	3	4			
				小計	21	14	29	8	5	77
	磁器	肥前系	碗	白磁（口銹）				1		
				陶胎染付	1					
				小杯	1	1	1			
				猪口	1					
				不明	9	9	10	7		
			皿		4	1	2		1	
			瓶		2		4			
			紅皿				1			
			香炉・火入				2	1		
			水滴				1			
			不明		8					
		波佐見	碗	丸碗			3			
			皿		2					
		在地					2			
		その他不明					16	5		
				小計	28	11	42	14	1	96
	炻器	堺・明石	鉢	擂鉢	1					
			瓶	ぺこかん			1			
				小計	1		1			2
	瓦質	佐野	甕	大甕	2					
		不明	鉢	火鉢			1			
				小計	2		1			3
	土器	在地	皿		1		1			
			鉢				1			
			不明		2		3			
				小計	3	0	5	0	0	8
				合計	56	26	81	22	6	191

第４章　総括

これまで調査で確認された遺構・遺物について概観してきたが、ここでは得られた成果をもとにして若干の礫敷遺構の年代比定と今後の課題を述べることとしたい。

１．礫敷遺構の年代

まず、出土した土器・陶磁器を第２表にまとめた。出土遺物の種別構成比では、国産陶磁器９１％、土師器４％、貿易陶磁器（中国製青花）３％、炻器、瓦質と続き、肥前系の国産陶磁器が大半を占める中で土師器の出土は極端に少ない傾向を示している。国産陶磁器における構成比は陶器４４％、磁器

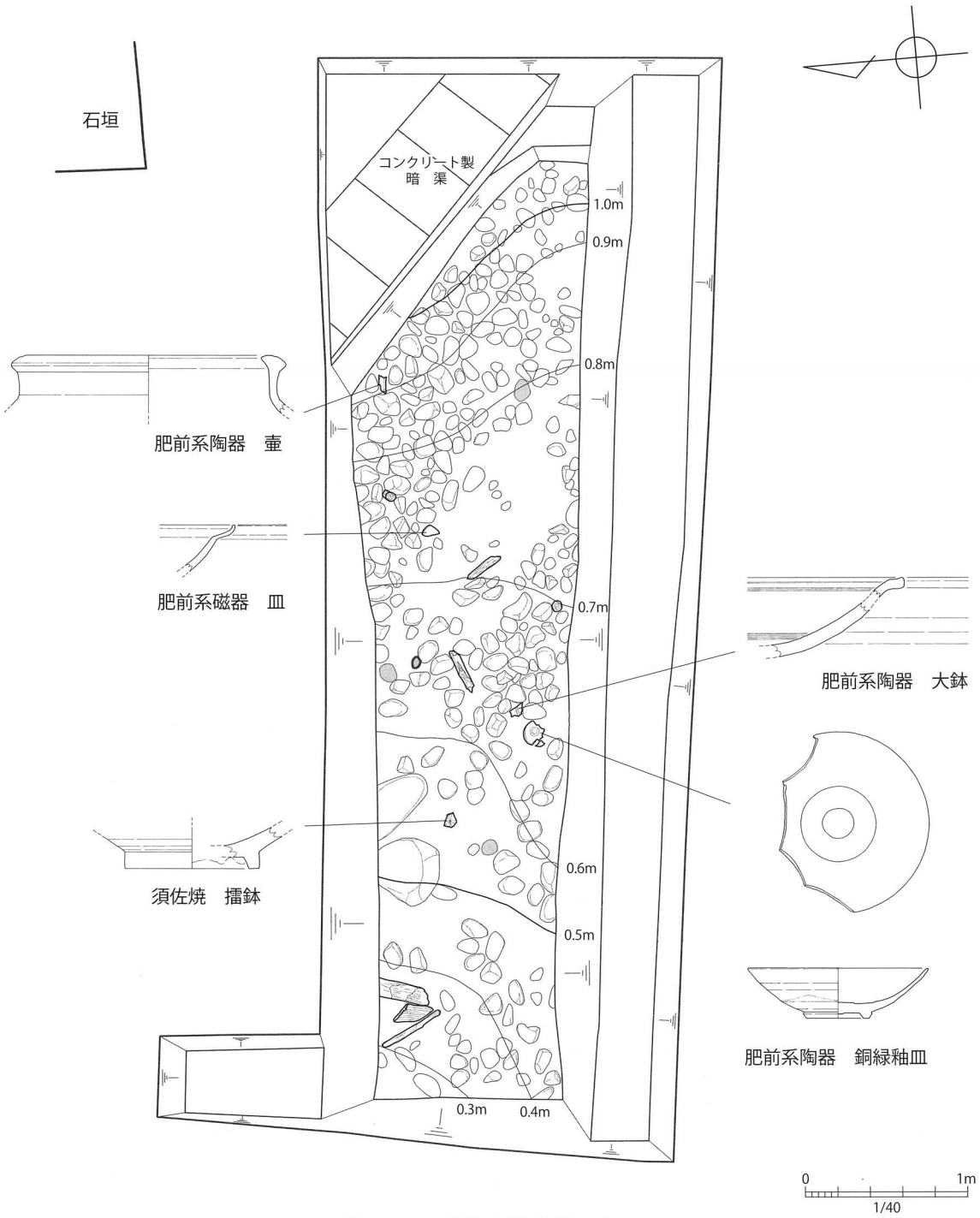

第８図　礫敷遺構遺物分布図

５６％と磁器が高い比率を示すが、これは造成土および旧水田耕作土中に包含される江戸中期以降の遺物の影響と考えられる。なお、遺物総体では中世期に遡ると判断される遺物は中国製の白磁皿（Ⅸ類）１片、青磁碗（Ｂ４類）１片、青花碗・皿３片のみで、最も下限に位置付けられる遺物は在地系陶器（石見焼系）である。

次に、礫敷遺構に伴う遺物について検討したい。礫敷遺構検出時に、礫直上および礫面に伴う遺物５点（陶器４点、磁器１点）を時期判断が可能なものとして出土位置を記録して取り上げた（第８図）。陶器では、肥前系の壺や大鉢、銅緑釉皿といった九陶編年Ⅲ期に位置付けられる遺物に加えて、佐伯編年Ⅰ－Ａ類に分類される須佐焼擂鉢が出土している。磁器では、肥前系の口縁折縁皿が認められる。以上のことから、断片的な資料ではあるが礫敷遺構が機能した最終段階及び埋没時期は１７世紀第３四半期頃であったと判断される。礫敷遺構の成立期に遡る遺物は認められなかったが、僅かながら確認された中国製磁器の存在や既往の調査成果を加味すると、中世末から近世初頭にかけて存続した遺構であったと言える。

２．調査地点の位置付けと今後の課題

これまで、今市集落は益田氏の長門国須佐移封に伴い港町としての性質を変化させていったと考えられてきた。しかし、今回の発掘調査では、既往の発掘調査で発見されていた礫敷遺構がさらに広がっていることが確認され、調査地点一帯が江戸時代前半にかけて舟着場として使用されていた可能性が指摘される。

近年、新たに発見された「今市村庄屋金山家文書」によると、益田氏須佐移封後も今市集落が近世期を通じて河川を利用した水運に深く関わっていたことが知られる。注目される内容として、１８世紀前半（第２四半期頃）には土砂の堆積により水深が浅くなり、今市集落より下流の「下四反田」に荷揚げ場が移動したことが挙げられる。調査地一帯を含めて、１７世紀後半から次第に土砂の堆積による今市集落周辺の陸地化が進み、舟着場の使用が困難になった結果として荷揚げ場の下流域への移転が行われたと考えられる。このことは、発掘調査によって得られた礫敷遺構の埋没年代と矛盾せず、舟着場の埋没後は湿地から水田へと開発が行われていったことが推察される。

中世今市遺跡は、益田川・高津川河口域に点在した中世の交易・流通に深く関わった沖手遺跡や中須東原・西原遺跡などの中世港湾遺跡の一つとして、再評価がなされつつある。確認された礫敷遺構は、中須東原遺跡で発見された礫敷遺構との比較検討に加え、中世から近世に至る港湾の実態を解明する貴重な資料である。なお、今市川沿いに残る市指定史跡「中世今市船着場」と礫敷遺構との関連性を解明することは今後の大きな課題といえる。

参考文献

『九州陶磁の編年－九州近世陶磁学会１０周年記念－』2000　九州近世陶磁学会
『中世今市船着場跡文化財調査報告書』2000　益田市教育委員会

第３表　中世今市遺跡出土遺物観察表

挿図番号	遺物番号	出土位置 遺構・層位	種　別	器　種	口 径	器 高	底 径	文様・調整等	備　考
第6図	1	2～2‴層 造成土	須佐焼	鉢（捏鉢）	—	—	—	削出高台	
	2		須佐焼	鉢（捏鉢）	—	—	—		
	3		在地系陶器	壺	—	—	(6.0)	外面カンナ削り 底部碁笥底	石見焼系か
	4		堺・明石	擂鉢	—	—	—	スリ目6条(残存)	スリ目摩耗
	5		佐野焼	大甕	—	—	—	内面ハケ目調整	
	6	4～4′層 旧水田耕作土	在地系陶器	鉢	—	—	—		
	7		在地系陶器	鉢	—	—	(6.4)	削出高台	石見焼系か
	8		須佐焼	皿（灯明皿）	(7.6)	1.6	(3.0)	底部糸切り	胎土目2箇所残る
	9		須佐焼	鉢（片口）	(19.0)	—	—		
	10	11層 礫敷上層	須恵器	坏蓋	—	2.3	(13.0)		全体的に摩耗
	11		須恵器	甕	—	—	—	内面同心円タタキ痕ナデ消し 外面格子目タタキ	全体的に摩耗
	12		肥前系磁器	碗	(10.0)	—	—	口銹	
	13		京・信系陶器	碗	—	—	(3.7)	色絵	
第7図	14	礫敷遺構	肥前系磁器	皿	—	—	—	口縁折縁	
	15		肥前系陶器	鉢（大鉢）	—	—	—	内面描き目	
	16		須佐焼	擂鉢	—	—	(10.4)	削出高台	
	17		肥前系陶器	皿	(14.0)	3.9	(4.8)	内面蛇ノ目釉剥	銅緑釉
	18		肥前系陶器	壺	(17.4)	—	—	内面タタキ	

附　章

「今市村庄屋金山家文書」の翻刻と解説

「今市村庄屋金山家文書」の翻刻と解説

中司　健一

本文書群は、益田市中須町在住の金山虎雄氏が所蔵するものである。金山家はその略譜（十五号）によると、江戸時代初頭の慶長年間より江戸時代を通じて、今市村の庄屋を務め、下本郷村や中須村の庄屋を兼ねることもあった。

金山氏は、中世益田氏の家臣に名前が見え、慶長六年の益田氏の長門国須佐への移動の際に益田に残ることを望んだ一族が、そのまま地域の有力者として江戸時代の益田において重要な役職を務めたものと推測される。

本文書群には、十八世紀前半と推定されるもの一点と、十九世紀のもの十三点の、庄屋としての職務に関わると思われる文書があり、江戸時代中～後期の益田および三隅地域、特に沿岸部の実態解明に重要な諸事実を伝えている。

今回、金山虎雄氏・昇氏のご厚意により、本文書群の紹介を許された。本文書群のうち、特に地域史の解明に資すると思われるものについて翻刻し、その内容を解説する。

〈凡例〉　行のかわり目は　」　で、紙継ぎ目および頁のかわり目（十号・十四号・十八号文書）は　』　で、欠損部分は文字数がわかるものについては　□　で、文字数のわからないものは　［　］　で、下の部分の欠損は　［　で、上の部分の欠損は　］　で、文字の抹消で抹消された文字がわからないものは　■　で、抹消された文字がわかるものについては文字の上に　‖　で、判読不明な字は　◆　で示した。

一　乍憚御願上口上覚（益田町・中須浦の川舟について）

〇竪継紙

乍憚御願上口上覚

一當町之儀は古来より海邊筋」馬次キ之場所ニ御定置被為遊候、」當町少村之儀ニ御座候得は、とせい（渡世）ニ」可仕家行も無御座候、依夫浦手より」益田町江揚申候荷物、殿組他と」申荷揚ヶ場、先年今市村之内ニ」御定置被為遊候、其以後川あさ」く相成、下本郷村之内高熊と申所ニ」御座候、又只今ニ而は下四□□（反田）』と申所、荷揚ヶ場御定置被」遣候段、有難仕合ニ奉存上候、」就夫浦手より揚ヶ申候荷物、當」町のもの共家業ニ付ヶ来り申候、」此儀は益田町・中須浦ニも御存知」候事ニ御座候、

一正徳元卯年益田町より浦□」上下之荷物、川舟之御願有之」由、當町之もの共、右之様子承り、」古来より之かく敷申立、御願」仕候得ハ、御聞届ヶ被為遊、川登」不仕、右定りし場所江揚ヶ候様」手堅ク被為仰付候、此儀は川』筋御茶屋中様、浦手□□」御存知之儀

ニ御座候、

一此度中須浦新法ニ川舟ヲ作□」荷物とき申候而、古来より之かく敷」猥りニ相成、當町之もの共難儀」仕候、何卒先(先格)ンかく之通被為仰付」被遣候ハヽ、難有仕合ニ奉存候、」此段偏ニ奉願上候、以上、

今市村
惣百性(姓)中

戌
四月十五日
御庄屋
太右衛門様

【解説】

この文書は今市村惣百姓中が同庄屋の太右衛門に宛てたものである。略譜（十五号）によると宛所に見える太右衛門は、金山家第七代にあたり、享保四～宝暦五年（一七一七～一七五五）に今市の庄屋を務めている。この間の戌年は享保十五年（一七三〇）および寛保二年（一七四二）である。

一箇条目では、今市村が古来より「海邊筋馬次キ之場所」に定められており、小さい村であるため渡世にする家業も無く、浦手から益田町まで輸送される荷物の荷揚場として、その荷揚げを行うことで生計をたててきたこと、かつて殿組他が荷揚げ場とされていたが、川が浅くなったために、下本郷村内の高熊に替わり、さらに現在は下四反田に変更になったこと、そのようなことは益田町や中須浦の者も知っているとされている。

二箇条目では、それにもかかわらず、正徳元年（一七一一）に益田町が浦より上下の荷物を川舟で直接輸送したいと願い出た。これを聞きつけた今市村の人達は先例（「かく敷」）を申し立て、益田町に荷物を直接川舟で運ぶことを禁止するよう働きかけ、この願いは聞き届けられた。

三箇条目では、新たにこのたび中須浦が川舟を作り、荷揚げをはじめたので、やはり先例（「先ンかく」＝先格）通りに禁止するよう願い出ている。

今市村が益田町への荷物の荷揚場に定められ、今市の人々がその荷揚げを家業としていたこと、一方で益田町や中須浦がこれに違反して直接益田や中須で荷揚げをしようとしていたことがわかる。

二　一札（中ノ嶋村・中吉田村両村境杭立定書）○竪継紙

一札
○中ノ嶋村
一此度○前後永否為御改、出郷御役人様方」御越ニ付、中ノ嶋村之内出給田畑・吉田給田畑都合」弐丁壱反弐畝余歩之分、先年川成前後」永否ニ相成候所、中吉田村江地先片寄、追々新開」田畑壱丁八反前後出来ニ付、引付場無之候」ニ付、無拠此度(貼紙)一出郷」御役人様方江右之段」申上候所、中吉田村新開之儀、御見分之上」御高入ニも相成候儀故、飛地ニも難相成、」依而ハ中ノ嶋村地先無之由、尤ニ相聞候」得共、引付場所無之与申儀難聞届、何様』川床向中吉田村川

原草付迄引當、双方」村役人孰談之上立会、村境相立、後々」御上
御厄介筋出来無之様、取計」可然旨被　仰付、其段中吉田村江及」
掛合候所、双方和談程能相調、立会」庄屋・両村役人立会ニ而、村
境目途」杭左之通相立置候、
一壱番杭中吉田・牛松村境より見通しニ」有之候、是より
但此所川横三拾間
一弐番杭迄立弐拾四間
一三番杭迄立拾五間　横弐拾壱間
一四番杭迄立四拾間　横弐拾三間
一五番杭迄立四拾間　横弐拾弐間
一六番杭迄立弐拾間　横弐拾九間』
一七番杭迄立四拾間　横弐拾八間
一八番杭迄立四拾間　横弐拾九間

右之通相定申候、
一中吉田村桂次郎持分御免除藪向通より、」同村そり畑川原迄之間、
中ノ嶋村分追々」出張候ニ付、前々より掛合有之候得共、中吉田」
村組頭より同村中川原江渡り口左右出張候」ニ付、双方掛合ニ相成、
訳立不申候處、此度中川原」筋境相究候、次手以相談双方出張候、」
○竿管少々宛
場所之○伐払、定杭打渡シ申候、然ル上は」向後右杭より少々ニ而
茂出張候ハヽ、双方不」及沙汰ニ、勝手次第伐払可申候、為後年」
定書一札依而如件、

寛政十三酉年
二月

中ノ嶋村五人組　五三郎
同　孫助
組頭　半兵衛
中吉田村五人組　喜助
同　太三郎
組頭』　利兵衛
同　孫助
立会　今市村庄屋　中須兵作
中吉田村庄屋　桂次郎
下吉田
中ノ嶋村庄屋　藤井広四郎

【解説】

この文書は、寛政十三年（一八〇一）に中ノ嶋村・中吉田村の境を定めたものである。

村境が定められることになった経緯は次のようなことと思われる。先年永否（荒廃地となったため、税が免除される土地のこと）になった中ノ嶋村の土地を中吉田村が開発し、新開田畑ができていた。中ノ嶋村の永否を調べるために、出郷していた浜田藩の役人に、これをどのように取り扱うか尋ねたところ、双方の村役人でよく相談して新た

に村境を決めるよう指示があった。このため両村で話し合ったところ、うまくまとまり、立会庄屋と両村役人で立ち会って村境の杭を立てることになった。

また両村境にある藪については、このたび境界を確定したので、今後は特に断ることなく伐採してよいとされている。

今市村の庄屋（中須の庄屋も兼ねる）兵作は立会庄屋としてこの文書に署名しており、このため写が今市村の庄屋を代々務めた金山家に伝わったと思われる。ただし、兵作は金山家の略譜（十五号）には名前が見えない。略譜によれば、金山家九代八郎右衛門は寛政九年（一七九七）から文政三年（一八二〇）まで庄屋を務めたとされるので、あるいは八郎右衛門が若い頃名乗っていた名前かもしれない。

「地先」・「片寄」・「引付」・「高入」・「飛地」といった支配の制度について考察するよい事例と思われる。

三　乍恐奉願上候口上覚

（堰留により難渋のため、分水許容願い）

○竪継紙

乍恐奉願上候口上覚

一当所之儀者先年より多人数住居」仕候得共、小村ニ而耕作之土地無御座候ニ付」小商内并ニ諸荷物上下運送駄賃等」相拵、渡世仕来申候處、西川往来」御堰留被遊候已後、追々東川水勢」無御座候ニ付、右拵方年々減少仕、近年ニ」至候而者、廻舩出入一向相成不申、諸荷物」運送趣談無御座候ニ付、御運上銀追々』減少相成候得共、諸商内不捌ニ付、御上納」難相成仕合、年増難渋仕候、右ニ付、追々」（異筆）「主段」（後筆カ）一一金何勝◆◆◆無御」隣村御田地耕作仕見候得共、元来」市屋浦手狭不相応竈数多有来ニ」御座候故、作物取扱等便利悪敷、是亦」渡世相成不申、苦々敷一統困窮仕候参掛ニ」御座候、然ル処地方浦方共難渋之筋」御座候段、度々御歎出御座候由、承知仕」時節相待居候得共、只様御遅滞相成」申候趣、左候得者畢竟當村住居」仕候而茂渡世方難相成ニ付、追々退散』可仕共より外者、致方有御座間敷哉、誠ニ」数代住居仕候村方相退候段、一統歎ヶ敷」気之毒千萬ニ奉存候、依而何共恐多」御願申上兼候得共、右御堰留土手」筋之内、何卒川舩通行相成候丈ヶ」分水之儀、御許容被仰付候者、」渡世方助力ニ茂相成可申哉与、打寄」内談仕候事ニ御座候、乍恐右之段宜」御聞届被為遊、御慈悲ヲ以願之通」御許容被　仰付被　下置候者、」一統難有仕合可奉存上候、右堰割」人夫等御上御厄介御願不申□□』下方ニ而、心配可仕与奉存候、此段宜」被仰上被下候様奉願上候、以上、

今市惣代
伝次郎（黒印）
又左衛門（黒印）
重兵衛（黒印）
長右衛門（黒印）
問屋長右衛門悴
喜蔵（黒印）

文化六己巳年
十一月廿七日

「御渡(後筆カ)十一月廿」　　立会五人組
　　源助（黒印）
　　嘉四郎（黒印）
「片山(後筆カ)昇祐殿」
　　御庄屋
　　八郎右衛門様
　　御組頭
　　助右衛門様』

前書之通願出ニ御座候、乍恐」御聞添被下置候者、一統難有」奉存候、
此段宜被　仰上可被下候様」偏ニ奉願上候、以上、
　　今市組頭
「◆(後筆カ)　　助右衛門（黒印）
　　金何◆」
　　庄屋
右同日　　八郎右衛門（黒印）
「今(後筆カ)市長右衛門」
　南本茂右衛門様
　岡本茂右衛門様
　南條賀大夫様
「金(後筆カ)山佐吉左御伴
一通り入置申所
◆◆◆◆一日今◆庄屋◆◆◆」

○紙継ぎ目裏ごとに源助と嘉四郎の黒印が、最後の紙継ぎ目裏にのみ二人の黒印に加え、庄屋八郎右衛門の黒印が捺してある。

【解説】

この文書は文化六年（一八〇九）に今市村の人達が浜田藩に対して窮状を訴え、その解決策を願い出たものである。この文書は、まず惣代らが片山昇祐と今市村の庄屋・組頭に提出し、庄屋・組頭から藩の役人に提出された。片山昇祐・南本茂右衛門・岡本茂右衛門・南條賀大夫は藩の役人と思われる。

今市村は多くの人々が居住していたが、小さい村であり、一号文書にもあったように、益田町などへの荷物の荷揚げと輸送をすることで渡世していた。ところが西側の川の往来が堰き止められたため、東側の川の水の勢いがなくなり、荷物の荷揚げと輸送による稼ぎが減少し、近年は廻船も一向に寄らなくなり、税の上納も困難になり、生活が困窮し、農業も試みたが、その人口を支えることはできないと記している。おそらく川の水量が減ったため、廻船が寄港できなくなったのだろう。このため、廻船の寄港が可能になる程度、堰を開け、分水することを許可してほしいと願い出たものである。

一号文書とともに、当時の今市村の人達にとって、益田町への荷物の荷揚げと輸送が主な家業であったことがわかる。窮状を訴えた文書ではあるが、今市村に多くの人が居住していたこと、おそらく日本海を往来する「廻船」が寄港していたことなどがわかり、当時の今市村が日本海流通の拠点として栄えていたことがうかがわれる。

四　乍恐奉御歎申上候口上覚

（二十ヶ年以内の近村の新規商人停止の願い）　○竪継紙

乍恐奉御歎申上候口上覚

一此度　御上様御慈悲之思召ヲ以、他所」商人并在中新店等義は、市場諸商人共」之妨ニ茂可相成之間、弐拾ヶ年以来之者ハ」相止可申与被　仰出、一統難有仕合奉」畏候、御推察被下置候通、元来當」所之義は、諸売買駄賃稼等ニ而」渡世仕来候處、近来久城・下本郷・』乙吉・吉田邊ニ而、油・醤油・塩・茶・た葉粉（煙草）」等至迄売買仕候仁、次第数多出」来仕、誠ニ以纔四五ヶ村ヲ引當之場所」柄ニ而、諸色売買仕来候私共ニ御座候」得は、近村之内新店多出来仕候而、」諸品不捌ニ而難渋仕候、只今之趣ニ而は」纔之売買ニ茂不罷出候故、誠ニ無「商（貼紙）」」売同様ニ而、扨々歎ヶ敷奉存候ニ付、恐多」御願ニは奉存候得共、以　御慈悲ヲ近村」新商人弐拾ヶ年以前之通ニ相成申候様、」御差留被下置候得は、追々當市成立」ニ茂可相成申与、一統難有奉悦候、乍」恐此段宜被　仰置被下置候様奉」願上候、以上、

文政弐年
卯閏四月

今市場商人惣代』
三国屋　伝兵衛（黒印）
嶋田屋　林三郎（黒印）
大福屋　又左衛門（黒印）
三原屋　類治郎（黒印）
山田屋　広三郎（黒印）
三原屋　嘉右衛門（黒印）

御組頭
助右衛門様

前書之通歎（願）出仕候、御慈悲ヲ以願之通」御聞済被下置候ハヽ難有奉存候、此段」宜被　仰上可被下候、以上、』

今市組頭
助右衛門
庄屋
八郎右衛門

小川庄右衛門様
田村軽平次様

○第一と第二の紙継ぎ目裏に差出の六人の黒印が捺されている。

【解説】

この文書は文政二年（一八一九）に今市村の商人達が、久城・下本郷・乙吉・吉田などの近村に新規の商人が増えたため、二十ヶ年以内の近村の新規の商人をやめさせるよう、藩の役人に願い出たものである。いったん今市の組頭に提出され、庄屋・組頭から藩の役人に提出された。

今市村に多くの商人が店を構えていたこと、油・醤油・塩・茶・煙草などの生活用品・嗜好品が取り扱われていたことがわかる。

五　差上申證文之事（借銀につき）○竪継紙

差上申證文之事

一八拾文銭弐百五拾匁也

右者無據差支ニ付、御頼申上候得は」御貯銀之内御貸被下、忝慥ニ受取」申候所相違無御座候、御返上之儀者」来酉ノ十一月廿五日限り、元利無滞」御返済可仕候、此為質物左之通」

一下々畑四畝五歩高四升弐合

右之通書入申候、千一期月及延引」不埒仕候ハヽ、質所受人江引受、尤」質物不移、現銭ヲ以受人より元(利)り無」滞、急度御返上可仕候、為後念御組頭」衆印形取付、尚又御庄屋之御』奥印申請、證文差上申所如件、

借主中須村
藤左衛門（黒印）
受人同村
徳三郎（黒印）
證人組頭
平治郎（黒印）

文政七年
申十一月

嶋田平左衛門様

前書之質所承届候、期月相過候ハヽ、」奥印可為反古候、以上、

庄屋仮役
彦左衛門（黒印）

右同日

○紙継ぎ目裏に彦左衛門と藤左衛門の黒印が捺されている。

【解説】

本文書は文政八年（一八二四）に、中須村の藤左衛門が嶋田平左衛門から借銀する際に提出した証文である。

借銀に際して畑が質物とされているが、返済が滞った場合、貸し主の嶋田に畑が移るのではなく、まず受人が質物の畑を引き受け、貸し主の嶋田に現銭で元利ともに返済するとされている。組頭平治郎と庄屋仮役彦左衛門はこの契約を保証するために捺印している。

この文書は借銀の返済が無事行われたため、借主らのもとに返されたと思われるが、この文書が金山家に伝わった経緯は不明である。

六　添證文之事（某の借銀返済につき）

○竪継紙

添證文之事

一貯銀御返済残余程銀辻御」座候ニ付、度々御〆詰被　仰付、奉」畏、色々心配仕候得共、調方出来難」仕依而、御貸延被下置候様、御歎」奉申上候処、以　御憐愍御聞済」被下置、千万難有仕合ニ奉存上候、」依而別紙證文坪附帳相認、奉」差上候、尤本證文ニ而者當暮限」皆済可仕様奉申上候得共、持分」田畑之内、過半頼母子懸り合茂」御座候ニ付、右拝借銀書入質物』少々行届兼申候、依而者来ル午」年迄五ヶ年ニ頼母子返弁方相済シ候」得者、質入田畑茂浮地ニ相成候、」其外ニ凡八〇壱貫四五百匁丈ケ之」場所御座候得共、少々趣茂御座候」而書出難仕候、若本人不埒之」節は、書入場所共ニ売捌仕候而、」質物行足不申候共、元利壱厘」茂無不足、請人より急度御上納」皆済可仕候、仍而添證文奉差」上候処如件、

今市庄屋
林次（黒印）
請人五人組
喜左衛門（黒印）』

文政十三年
寅閏三月

同　同
林三郎（黒印）
同　組頭
長右衛門（黒印）

松本多十郎様
山本半之助様

○紙継ぎ目裏ごとに差出の四人の黒印が捺されている。

【解説】

この文書は文政十三年（一八三〇）に、今市村の庄屋・組頭ら四名が藩の役人に提出したものである。「添証文」と冒頭にあるように、誰かの借銀契約の変更に際して、それを差出の四人が保証したものと思われる。差出の一人今市庄屋の林次は、略譜（十五号）に文政三年（一八二〇）年より今市村の庄屋を務めたと見える、金山家十代の林治である。

借主の返済は滞っていたようで、藩の役人から返済計画の見直しを求められたようで、契約内容を変更し直したようである。その際、質物の田畑が定められたが、それらはすでに頼母子の質物にもなっていたようである。また、他にも一貫四五百文ほどの価値の場所もあったが、なんらかの事情で質物にできなかったようである。

このような状況で差出の四人は借主本人の返済が滞った場合は、請人である自分たちが必ず元利ともに返済すると誓うことで、借銀契約変更の内容を保証したものである。

借銀の返済は無事行われたようで、この証文も返却されたものと思われる。

七　御巡見様竹中彦八郎様御合印雛形○横半

（表紙）
天保九戌戊年五月
御巡見様
竹中彦八郎様御合印雛形

人馬支配方今市庄屋
林　治
同
大谷村代郡
健重郎
○○合印

（1頁目）
天保九戌戊暦閏四月下旬写之
御巡見使
竹中彦八郎様御合印品々雛形
三冊之内　益田組人馬支配方

（合印）

（2頁目）
定紋丸之内
九枚笹

（家紋）

石　（家紋）

餅

（3頁目）

高張提灯丸之内九枚笹合印中之字

（提灯絵図）

箱提灯紋合印共前同断

（提灯絵図）

（4頁目）

持鎗　副道

黒敲　具白

太刀　（鎗絵図）　敲太　（鎗絵図）

打チ　刀打

タン　黒塗

マキ

（5頁目）

黒塗笠

（黒塗笠絵図）

腰差提灯

定紋　（提灯絵図）

丸ノ内

九枚笹

（6頁目）

舩印

地紺

紋丸　（船印絵図）

之内

九枚

笹白

荷印地

紺石　（荷旗絵図）

餅白

（７頁目）
陸尺挟掛紺浅黄染分
（挟絵図）
家来鎗印金草
（鎗印絵図）　石餅白
陸尺看板地黒
紋黄　（絵図）
（８頁目）
押羽織
地黒紋　（羽織絵図表）
黄
（羽織絵図裏）
（９頁目）
中間
法被　（法被絵図表）
地巻
色紋
石餅　（法被絵図裏）
（１０頁目）
侍火事
羽織地　（羽織絵図表）
紺丸之
内九枚
笹　（羽織絵図裏）
（１１頁目）
徒士火
事羽織　（羽織絵図表）
地黒紋
石餅白
（羽織絵図裏）
（１２頁目）
侍塗笠黒
合印赤　（塗笠絵図）
足軽中間
脚半黒

（脚半絵図）

（１３頁目）

侍弓張丸提灯
紋合印高
張之通　（提灯絵図）

弓張提灯前同断

（提灯絵図）

（１４頁目）

足軽法
被地松　（法被絵図表）
葉色紋
白

（法被絵図裏）

（裏表紙裏）

竹中彦八郎様

【解説】

この文書は、次の八号文書とともに、天保九年（一八三八）の幕府の役人の巡見に対応するために作られたものと思われる。

今市の庄屋であった林治は、大谷村「代郡」の健重郎とともに、この巡見使の「人馬支配方」（荷物持ちの人夫や馬を差配する役職と思われる）を担当していたようである。

この文書には巡見使竹中彦八郎およびその家臣らの家紋・提灯・槍・笠・舩旗・羽織などの様式を挿絵入りで記している。応対に際して間違いのないように作られたと思われる。

八　御巡見様御通行ニ付御案内手控〇横半

（表紙）

天保九戊戌年
御巡見様御通行ニ付　美濃郡丸茂村
御案内手控　新宅嘉兵衛

（中表紙）

天保九戊戌年
御巡見様御通行ニ付　美濃郡三隅組
御案内手控　丸茂村嘉兵衛

（1頁目）
奉徳永高木
御打年十八
（2頁目）
御巡見様御通行之次第
松平周防守様御打入より
十八年目
（貼り紙、次の「」部分に貼られていたと思われる）
「一寛文六午年初而御通行
稲葉清左衛門様
市橋三四郎様
徳永頼母様
此後十六年目ニ當リ
一天和元酉年七月十四日濱田泊□」
「
○諏防逢之輔様千
五百石
一御三殿様○○竹中彦八様千石
○○石川大膳様七百
○○五拾石
水谷五郎兵衛様
太田専太郎様
御三殿様附
一御用人様大塚村右衛門様
桑原勘太夫様
古川良右衛門様
後藤源兵衛様
」り
高木忠左(ママ)右衛門様
服部久右衛門様
佐橋甚兵衛様
此間三拾年目ニ當り
御通行被遊候
一宝永七寅七月朔日三隅泊り
（3頁目）
関川与兵衛様
岩瀬吉左衛門様
森川六左衛門様
此後八年目ニ當り
御通行
一享保二酉年五月廿五日濱田泊り
松平与左衛門様
落合源右衛門様

遠藤源五郎様

此後三拾年目ニ當り

御通行

（貼り紙、次の「　」部分に貼られていたと思われる）

「一延享三寅五」

「一宝暦十一巳六」月十九日三隅泊り

小幡又十郎様

板橋民部様

伊藤兵庫様

（4頁目）

此後十六年目ニ

御通行

一宝暦十一巳六月

阿部内記様

杉原七十郎様

弓気多源七郎様

此後廿九年目ニ

御通行

一寛政元酉六月十五日三隅泊り

石尾七兵衛様弐千弐百石

花房仙五郎様千百石

小濱平太郎様千百石

此後五十年目ニ

御通行

松平右近衛様御打入之□（頃カ）

（貼り紙、次の「　」部分に貼られていたと思われる）

「一天保九戌五月廿二日三隅泊リ」

「一三隅組御支配浅倉庄蔵様

桑山忠太様」

（5頁目）

（家紋）諏防逢殿輔様千五百石

（家紋）作（竹、以下同）中彦八様　千石

（家紋）石川大膳様　七百五拾石

〃

御用人六人

諏（水谷五郎兵衛様

多田専太郎様

作（桑山忠太　様

大塚村右衛門様

石（後藤源兵衛様

古川良右衛門様

〃

御給人御目附役兼る

諏（鈴木聡兵衛様

中田新左衛門様

伊藤恵左衛門様

作　杉田辰之丞様
　　樋口惣左衛門様
　　堤巳之助様
（6頁目）
石　伊藤宇右衛門様
　　梅園趣右衛門様
　　三好丹治様
〃
御供頭御納戸役兼る
諏　増山鉄蔵様
　　堀内滝三郎様
作　山本銀之助様
　　多田右作様
石　竹村伴次郎様
　　沢田市平様
〃
御中小性〔姓〕御近習
諏　五味鉄八様
　　平手権兵衛様
　　久米地清四郎様
　　井上岩之丞様
　　益山長次郎様
（7頁目）
　　高桑修平様
作　吉野新治郎様
　　小室大蔵様
　　林富次郎様

〈長谷鎌蔵様
石　増田啓蔵様
　　嶋田弥兵衛様
御徒目附
◆厘助〔糸偏に京〕様
御用人御籠馬附役
　六人名前不知
合

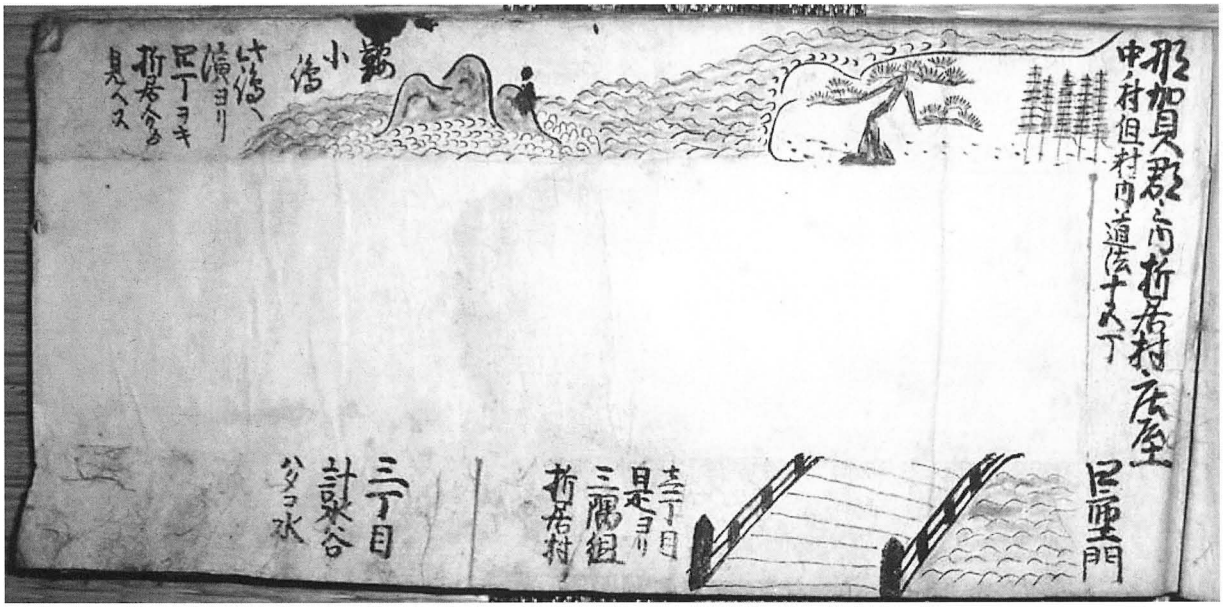

（8頁目）

那賀郡之内折居村庄屋
中ノ村但村内道法十五丁

四郎ヱ門

壱丁目
是ヨリ
三隅組
折居村

三丁目
計水谷
ハタコ水

小鞍
嶋

此嶋へ
濱ヨリ
四丁ヲキ
折居分より
見へス

（9頁目）

鍋石

橋より
七丁目
道ノ下タ
田ノ中ニ
アリ

原井徂
西村
御休より
平原村
御茶屋
迄
壱里八丁
折居橋より
二十五丁

高百八拾壱石三斗五升七合
内　百六拾石三斗七升三合　田高
　　弐拾石九斗八升四合　畑高
一七石八斗七升六合
　　年々永否
一拾壱石三斗五合
　　万用捨引
残百六拾弐石壱斗七升六合
　免六ツ三厘
　此取米
　九拾壱石七斗九升弐合壱勺
一口米三石四斗弐升弐合七勺

生高百七拾三石四斗八升壱合
一夫米弐石九斗四升九合七勺
小物成銀
一百弐拾四匁九分
浮役銀
一拾九匁弐分

斗代
一田　十八　六四　弐
　上中下「
一畑「

道ヨリ
南向キ
七丁目ニ
飯ノ山

是迄
折居村
十五丁目

是ヨリ
平原村
壱丁目

（１０頁目）

那賀郡之内
下ノ村但村内道法十五丁

周布
平原村庄屋
茂左衛門

一家数五十六軒
一人高弐百八拾九人
内
男　医師　壱人
　盲僧　壱人
　百性百三拾五人
〆百三拾七人
女　医師家内　壱人
　百性家内
　百四拾八人
〆百五拾弐人

〆右之辻

一寺大摩山別当
　尊勝寺
　寺領三拾石也
　但室谷村之内也

一牛五拾七疋

一馬拾六疋

平原境より
大麻山道
丁石迄
八丁目

大麻山道

此丁石ヨリ
二王門迄
二十二丁也

平原村
送り場

此所ヨリ東ニ
當り
失喰丸
見ヘル津和野
井ノ村ノ内

折居村
橋より
平原
御休迄
二十五丁

茶や

下
往
御殿　バ
来
所

（11頁目）

右笹ヶ埒御茶屋ヨリ石田小川御休迄二十四丁	右御茶やより西南ニ當り岡見茶臼山見へ申候イサイハ岡見ニ而見エル	ミソ手 土橋 小川	
右同所より南ニ當ル平原山ト言	十一丁目此松三本イツキ	立置リ二丈五尺廻リ	是迄平原村十五丁目 是より岡崎村壱丁目

（12頁目）
那賀郡之内岡崎村庄屋
上ノ村但村内道法三拾丁四十間

子落之
小川橋
湊往来

高五百三拾壱石弐斗五升壱合
内　三百五拾壱石弐斗五升壱合　田高
　　百七拾弐石九斗六合　畑高
一弐拾壱石三斗五升七合
　年々永否
一百弐拾石五斗四升弐合
　万用捨
残三百八拾九石三斗五升弐合
免六ツ七歩弐厘
此取米
　弐百六拾壱石六斗四升五
一口米九石壱斗五升八合
一生高五百九石八斗九升四合
一夫米八石六斗六升八合

石田
小川
土橋

倉助

町ヨリ南ニ
當り
二ノ宮
大神宮
社領高
弐石前

十七丁目
石田
御休

カ下往
ゴタバ来
テ

小物成銀
一三百六拾七匁壱分二厘
浮役銀
一八拾五匁九分
斗代　十四　十三　十一　九　六
一田　上々　上　中　下　下々
一畑　九　七　五　三　一半

茶屋
此御休より
上市宿
迄

十三丁
四十間

一屋舗八ツ定

往来より東ニ
神元
大明神
小社

（13頁目）

禅宗
永福寺
無寺領

真宗
浄蓮寺
同
正楽寺
同
専正寺

真言宗
正法寺
寺領三石

是ヨリ
向う田村
壱丁目

一人高九百弐拾六人
但四百七拾人　町人内
男
僧　拾四人
社　弐人
医師　弐人
盲人　壱人
虚無僧　壱人
寺内　拾弐人
百性四百四拾六人
〆四百七拾八人
女
社家内　三人
寺家内　拾壱人
虚無僧家内　壱人
百性家内
四百廿八人
〆四百四拾八人
右之辻
一家数弐百四拾四軒
内百三拾弐軒　上市町
一寺五ヶ寺
一社弐社
一御高札場壱ヶ所

一牛四拾七疋
一馬四疋

真言宗
正法寺
寺領三石
二王門

金尾山

今城

高城

城主
三隅入道
と申伝候

町人家
三丁有

御制札所

是迄
岡崎村
三十丁四十間

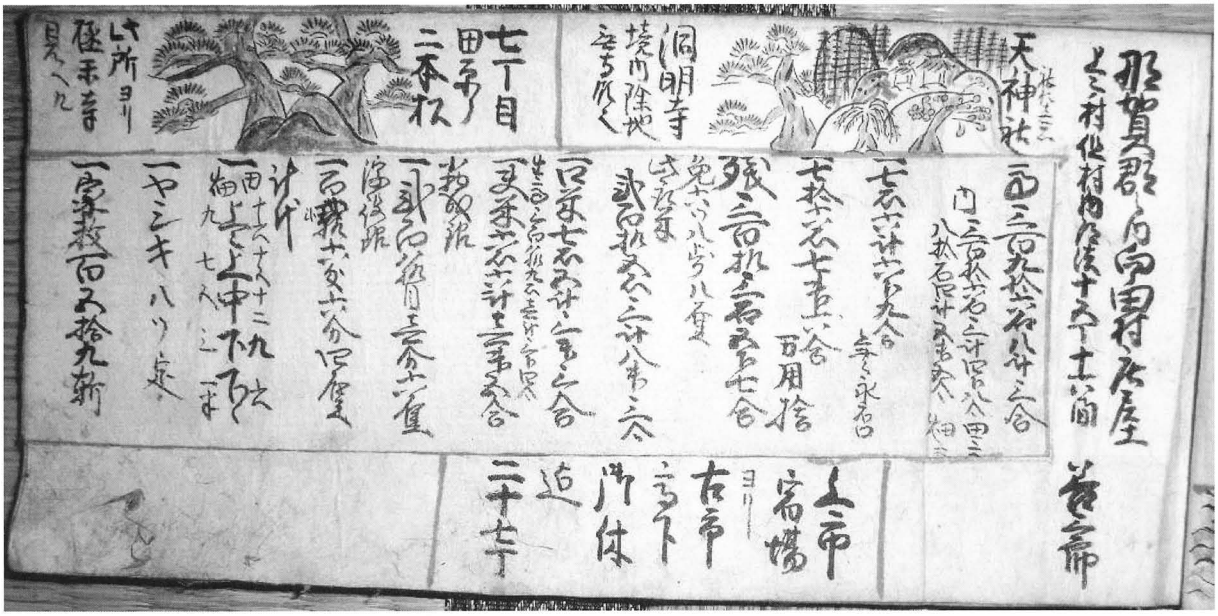

（14頁目）

那賀郡之内向う田村庄屋
上々ノ村但村内道法十五丁十六間　善三郎

社領壱石
天神社

高三百九拾六石八斗三合
内三百拾六石三斗四升八合田高
八拾石四斗五升五合　畑高

一七石六斗六升九合　年々永否
一七拾六石七升六合　万用捨
残三百拾三石五升七合
免六ツ八歩八厘
此取米
弐百拾五石三斗八升三合

洞明寺
境内除地
無寺領也

一口米七石五斗三升三合
生高三百八拾九石壱斗三升四合
一夫米六石六斗壱升五合
小物成銀
一弐百八拾目壱分六厘
浮役銀
一百■拾六匁六分四厘
弐

七丁目
田原ノ
二本松

斗代
一田　十六　十五　十二　九　六
　上々　上　中　下　下々
一畑　九　七　五　三　一半
一ヤシキ八ツ定

此所ヨリ
極楽寺
見ヘル

一家数百五拾九軒

上市
宿場
ヨリ
古市

高下
御休
迄
二十七丁

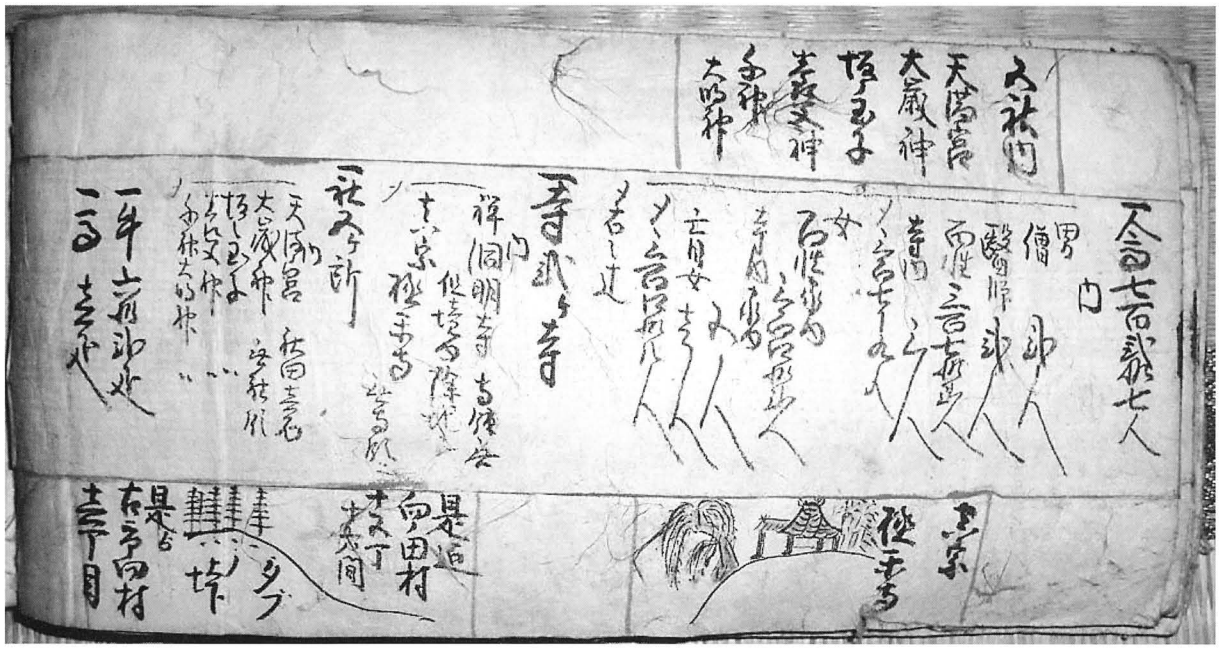

（15頁目）

五社内	
天満宮	
大歳神	
坂ノ王子	
養父神	
千神	
大明神	

一人高七百弐拾七人
内
男
僧　弐人
医師　弐人
百性三百七拾弐人
寺内　三人
〃三百七拾九人
女
百性家内
三百四拾弐人
寺内家内五人
盲女　壱人
〃三百四拾八人
〃右之辻

一寺弐ヶ寺
内
禅洞明寺　寺領無
真宗　但境内除地也
極楽寺　無寺領也
〃

一社五ヶ所
内
天満宮　社田壱石
大歳神　無社領
坂ノ王子　〃〃
養父神　〃〃
千神大明神　〃〃
〃

一牛六拾弐疋
一馬壱疋

真宗	
極楽寺	

是迄
向う田村
十五丁
十六間

タブノ
坪

是より
古市場村
壱丁目

（16頁目）

那賀郡之内古市場村庄屋
上ノ村但村内道法十丁廿四間

斎藤廣吉

町

高六百六石七斗壱升八〔四カ〕
内 四百三拾三石七斗一升八
田高
百七拾弐石九斗九升六合
畑高

一六拾壱石五斗弐升六合 年々永否
一百七拾五石八斗三升五合 万用捨
残三百六拾九石三斗五升三合
免七ツ三歩五リ
此取米
弐百七拾壱石四斗七升四合
一口米九石五斗弐合
生高五百四拾五石壱斗八升八合
一夫米九石弐斗六升八合

一小物成銀
一三百九拾弐匁五分三厘
浮役銀
一五拾弐匁四分壱厘
斗代 十四 十三 十二 九 六
一田 上々 上 中 下 下々
一畑 九 七 五 三 一半
一屋舗八ツ

高下埒より北ニ當
湊浦人家見ゆる
此所より針茂嶋見へる

湊浦
高拾六石
七斗八升八合
免七ツ九歩
三厘

尤畑高計
人家
百六拾三軒

高
下
埒

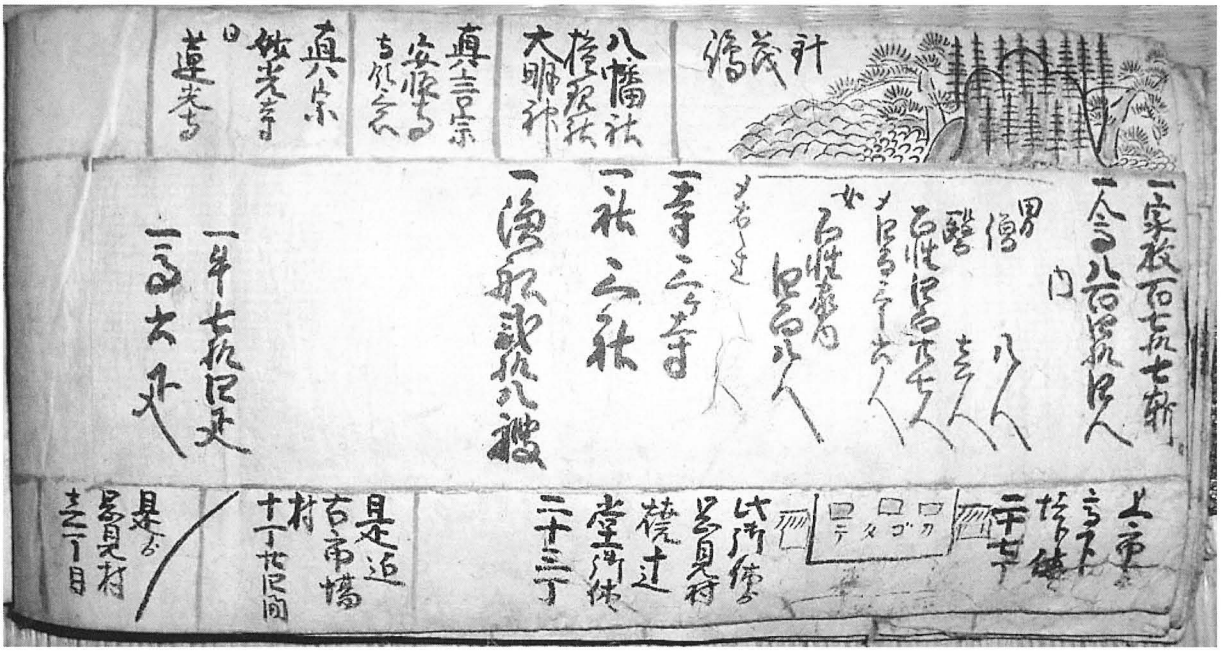

（17頁目）

針茂嶋	八幡社 権現社 大明神	真言宗 安恒寺 寺領三石	真宗 妙光寺 同 蓮光寺

一家数百七拾七軒
一人高八百四拾四人
内
男
僧　八人
医　壱人
百性四百廿七人
〆四百三拾六人
女
百性家内
四百八人
〆右之辻
一寺三ヶ寺
一社三社
一漁舩弐拾八艘

一牛七拾四疋
一馬六疋

上市高下埒休へ二十七丁 カゴタテ	此御休より岡見村焼辻堂御休へ二十三丁	是迄古市場村十丁廿四間 是より岡見村壱丁目

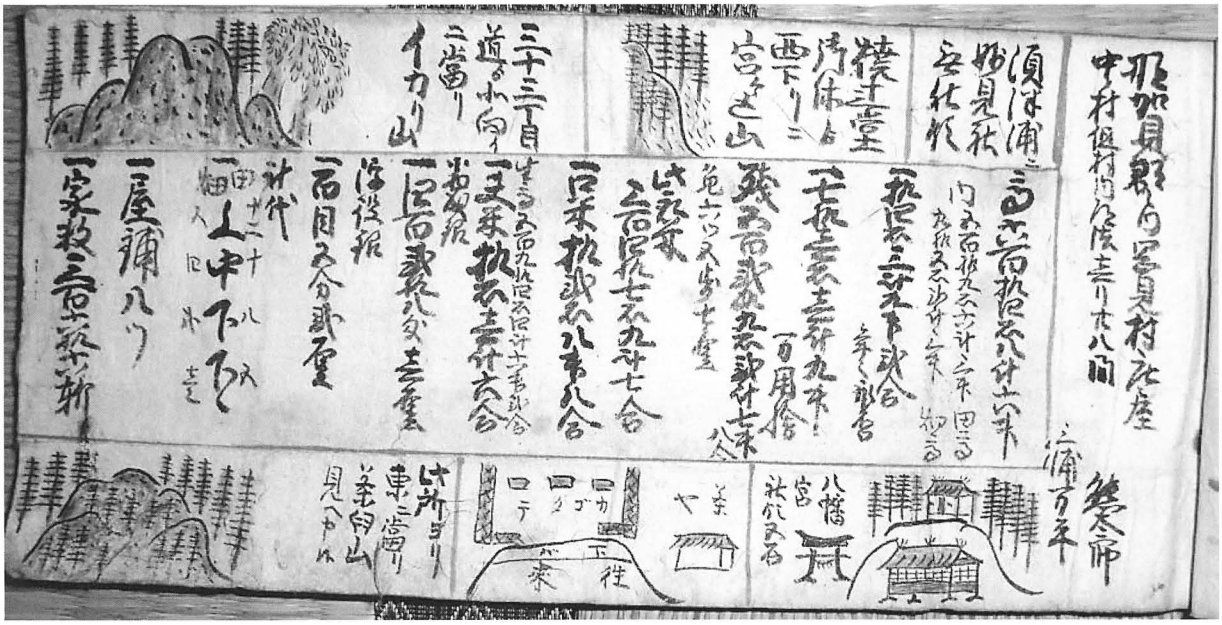

（１８頁目）

那賀郡之内岡見村庄屋
中ノ村但村内道法壱リ廿八間

須津浦ニ
妙見社
無社領

焼辻堂
御休より
西下リニ
宮ヶ迫山

三十三丁目
道より北向イ
ニ當リ
イカリ山

高六百拾四石八斗六升
内　五百拾九石六斗三升　田高
　九拾五石弐斗三升　畑高
一拾四石三斗九升弐合　年々永否
一七拾壱石壱斗九升　万用捨
残五百弐拾九石弐斗七升八合
免六ツ五歩七厘
此取米
三百四拾七石九斗七合

一口米拾弐石八升八合

生高五百九拾四石四斗六升弐合
一夫米拾石壱升六合
小物成銀
一四百弐拾八匁壱厘
浮役銀
一百目五分弐厘
斗代
田十二　十八　五
一　畑上中下下々
五四弐壱

一屋舗八ツ

一家数三百六拾六軒

熊太郎
三浦万平

八幡
宮
社領五石

茶
ヤ

カ下往
ゴタバ来
テ

此所ヨリ
東ニ當リ
茶臼山
見へ申候

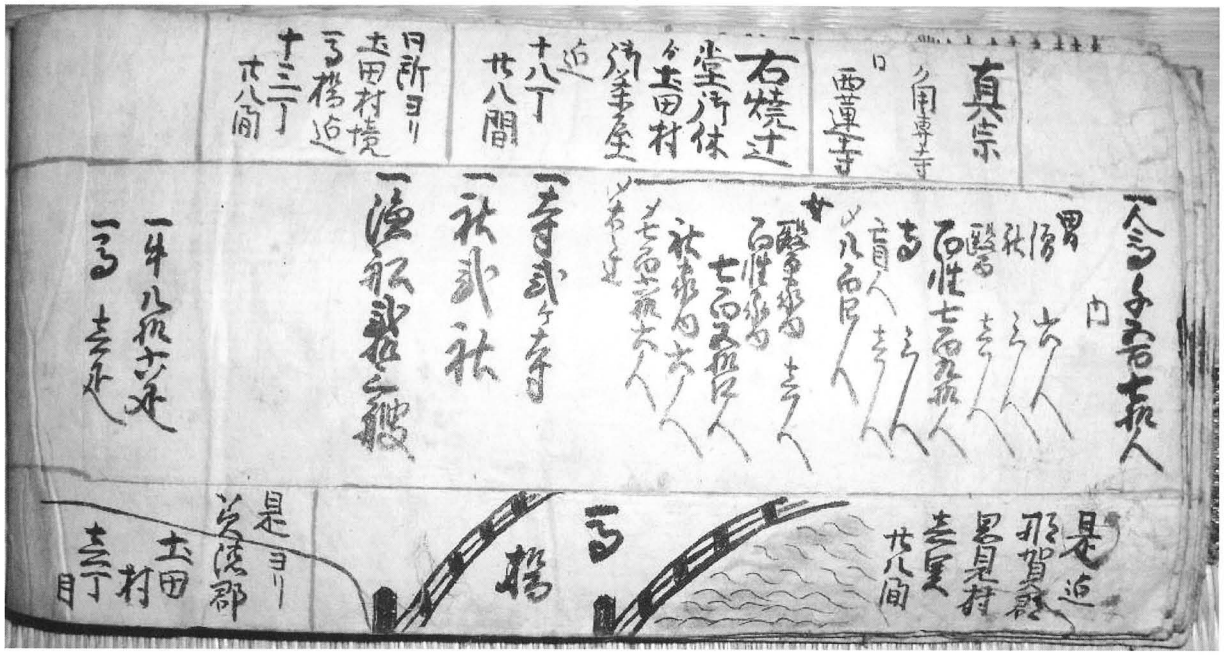

（19頁目）

一人高千五百七拾人	真宗	右焼辻	同所ヨリ
内	角専寺	堂御休	土田村境
男	同	より土田村	馬橋迄
僧 六人	西蓮寺	御茶屋	十三丁
社 三人		迄	廿八間
医 壱人		十八丁	
百性七百九拾人		廿八間	
寺 三人			
盲人 壱人			
〃 八百四人			
女			
医家内 壱人			
百性家内			
七百五拾四人			
社家内 六人			
〃 七百六拾六人			
〃 右之辻			
一寺弐ヶ寺			
一社弐社			
一漁舩弐拾三艘			
一牛八拾六疋			
一馬 壱疋			

是迄	馬	是ヨリ
那賀郡	橋	美濃郡
岡見村		土田村
壱里		壱丁
廿八間		目

（２０頁目）

美濃郡之内土田村庄屋
中ノ村但村内道法十四丁三十間　寺戸次郎八

青浦山

高弐百五石壱斗九升三合
百九拾壱石四斗七升　田高
内
拾三石七斗弐升三合　畑高
一四石七升壱合　年々永否
一三拾七石弐斗三升八合　万用捨
残百六拾三石八斗八升四合
免六ツ一歩五リ
此取米
一百石七斗八升九合
一口米三石五斗弐升七合六勺
生高弐百壱石壱斗八升四合
一夫米三石四斗壱升九合壱勺
小物成銀
一百四拾四匁八分
浮役銀
一四拾六匁八分
斗代
十三　十二　十　八　五
田
上々　上　中　下　下々
一畑　八　六　四　二　壱
一屋舗八ツ

二ツ山

村境
馬橋より
茶屋ヶ
原御休
迄三丁

高嶋

下
往
バ
来

此所ヨリ浦ニ
二ツ山
高嶋
青浦山
見へ申候
此所ヨリ
東ニ當リ
金山村
大将山
見へル

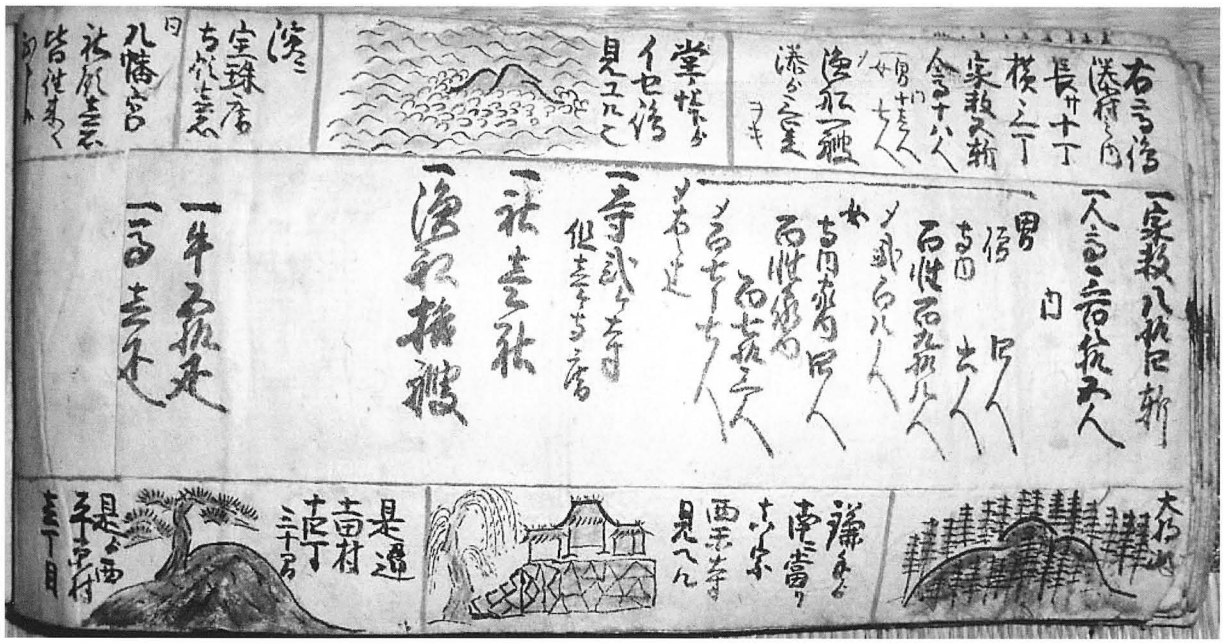

（21頁目）

右高嶋
湊村之内
長サ十丁
横三丁
家数五軒
人高十八人
内
男十壱人
（女　七人

〆漁船一艘
湊より三里
ヲキ

堂ノ垰より
イセ嶋
見ユル也

濱ニ
宝珠庵
寺領壱石

同
八幡宮
社領壱石
皆往来へ
不申候

一家数八拾四軒
一人高三百八拾五人
内
男　僧　四人
寺内　六人
百性百九拾八人
〆弐百八人
女
寺内家内　四人
百姓家内　百七拾三人
〆百七十七人
〆右之辻
一寺弐ヶ寺
但壱ヶ寺庵
一社壱社
一漁船拾艘
一牛五拾疋
一馬壱疋

大将山

鎌手より
南ニ當リ
真宗
西楽寺
見ヘル

是迄
土田村
十四丁
三十間

是より西
平原村
壱丁目

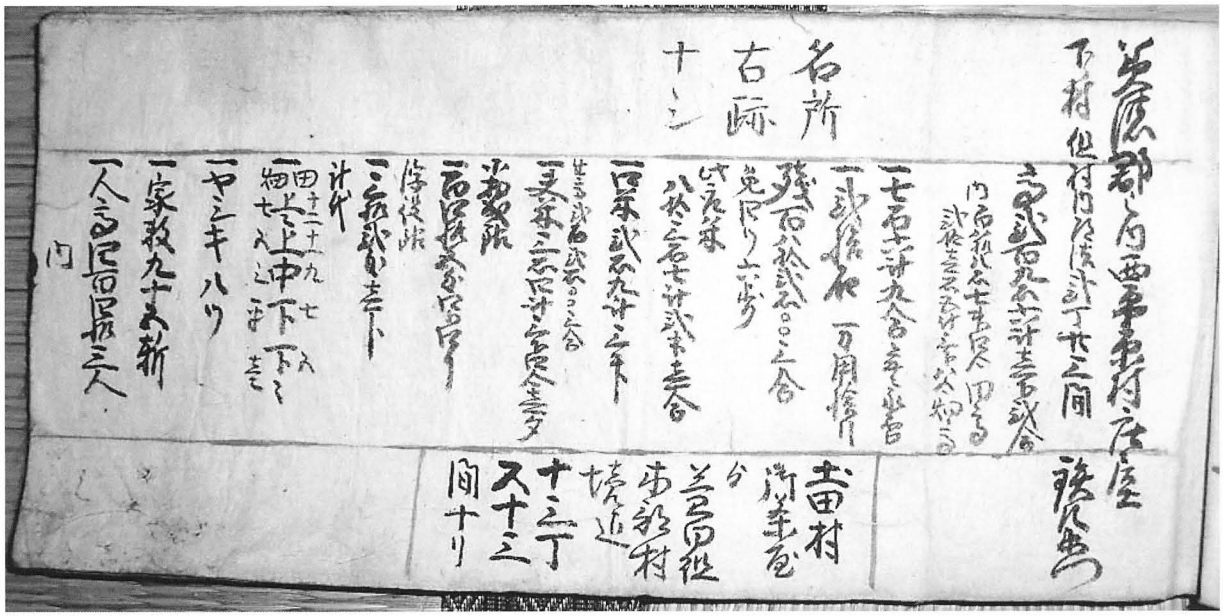

（２２頁目）

美濃郡之内西平原村庄屋
下ノ村但村内道法弐丁廿三間

高弐百九石六斗壱升弐合
百八拾八石七升四合　田高
内　弐拾壱石五斗三升八合畑高
一七石六斗九合　年々永否
一弐拾石　万用捨引
残百八拾弐石〇〇三合
免四ツ六歩
此取米
八拾三石七斗弐升壱合
一口米弐石九斗三升
生高弐百弐石〇〇三合
一夫米三石四斗三升四合壱勺
小物成銀
一百四拾五匁四分四リ
浮役銀
一三拾弐匁壱分
斗代　十二　十一　九　七　五
一田　上々　上　中　下　下々
畑　七　五　三　一半　壱
一ヤシキ八ツ
一家数九十五軒
一人高四百四拾三人
内

名所　古跡　ナシ

鉄左衛門

土田村御茶屋より益田組木部村境迄十三丁五十三間ナリ

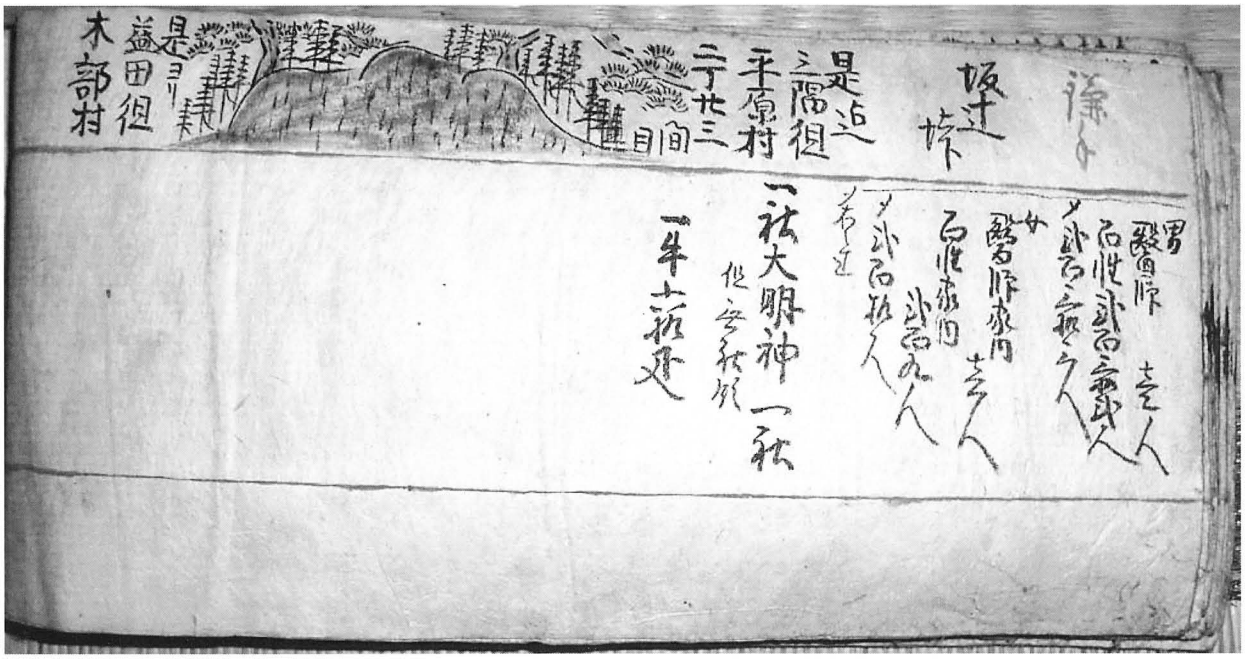

（23頁目）

（朱筆）「鎌手」

坂辻　垰

是迄
三隅徂
平原村
二丁廿三
間
目

是ヨリ
益田徂
木部村

男
医師　壱人
百性弐百三拾弐人
〆弐百三拾三人
女
医師家内　壱人
百姓家内　弐百九人
〆弐百拾人
〆右之辻

一社大明神一社
但無社領
一牛六拾疋

（２４頁目）

三隅組辻弐拾五ヶ村之内
弐ヶ村條郷
熊ノ山村湊村

惣高八千七百九拾石八升弐合

内

四百三拾五石弐斗三升九合　年々永否
千弐百三拾六石七斗三升九合　萬用捨

残七千七拾八石壱升八合

此取米

四千九百五拾五石六斗四升七合

但見取米場所年貢入共ニ

一口米百七拾三石壱斗三升五合七勺
生高八千弐百九拾六石五斗三升八合
一夫米百四拾壱石四升壱合
小物成銀
一五貫九百七拾三匁五分

（２５頁目）

浮役銀
一壱貫弐百八拾目六分六厘
浜役銀
一壱貫四百六匁四分九厘

一家数三千八百四拾九軒

一人高壱万五千四百六人
内
僧九拾九人
男七千八百三拾九人
女七千四百六拾八人

〆

一寺三拾四ヶ寺
内
寺領高
拾壱ヶ寺　六拾三石弐斗八升四合
弐拾壱ヶ寺　無寺領之分
弐ヶ寺　庵同断

〆

一社三拾壱社
内
拾三社　社領三拾八石九斗七合
拾八社　無社領なり

〆

（２６頁目）

一御制札場弐ヶ所
内
壱ヶ所　岡崎村之内
上市町ニ有
壱ヶ所　みなとニ有

〆

一廻船弐拾三艘
内
弐艘　折居村
弐艘　西河内村
拾九艘　みなと

〆

一漁船百弐拾弐艘
内
五艘　折居村
弐拾八艘　古市場村
弐拾三艘　岡見村
弐拾三艘　西河内村
弐拾七艘　みなと
拾弐艘　同所川船
拾艘　土田村

〆

（２７頁目）

一古城跡三所
内
高城山　岡崎村之内
茶臼山　上市ニ有
針藻山　岡見村之内
古市場村之内

〆

一高嶋　湊之内
但長サ拾丁
横三丁
家数五軒
人高拾八人内男拾壱人
漁舩壱艘
女七人

〆

一名所壱ヶ所　室谷村之内
高間山　大麻山とも申候

一御立山六ヶ所
内
嵯峨谷山　都茂村之内
鹿子谷山　河内村之内
瀧平山　丸茂村之内
岡ヶ城山　室谷村之内
高城山　岡崎村之内
鉢茂山　古市場村之内

〆

（２８頁目）

一遠見番所三ヶ所
内
御城下外ノ浦ニ　壱ヶ所
那賀郡趣野浦ニ　壱ヶ所
同郡之内古市場ニ　壱ヶ所

〆

一御朱印寺社　美濃郡之内
益田上本郷村
瀧蔵権現社六拾石御座候

一銅山壱ヶ所　都茂村ニ有
当時休山仕候

一牛千五百弐拾四疋

一馬八拾七疋

是より
御尋之次第御受答
左之通り

（２９頁目）

石場濱ノ城下

一所城山　亀山と申候

一土手御門東向キ

一御城下町数八町
内
紺屋町　片庭町　ゑ美す町
新町　檜物町　門辻町
辻町　原町

〆

此外裏町横町不記

一札ハ銀通用ニ御座候
一御高札写之儀ハ御地頭様
役人へ申入候
一陣屋領内ニ御座なく候
一浦方出入荷物歩一之儀ハ」其手之役人へ相尋申上候
一村々検見取ニ候哉ニ御尋候ハヽ、」定先ニ而前々検見引十ヶ年」平均ヲ以、御用捨高上下候、是ヲ」春定御用捨と言伝候、然レ共」不作之節ハ御願申上候得者、御見分」之上、右御用捨高其外御引方」被下候趣ニ可申候
（３０頁目）
一薪銀之儀ハ根本不奉存候
一夫口米之儀も根本不奉存候
一御年貢米御城下より遠方ハ」年々相場ヲ以銀納ニ被仰付候
一紙之儀ハ上納仕事候得者、御地頭
御地頭様より代米御年貢へ」御立被下、百性共勝手宜御座候
一道筋宿場休等ハ
御地頭様より條露料被下置候
一新田新開無御座候
一鷹巣懸ヶ候所無御座候
一村々百性共鉄鉋ハ所持不仕候、」鹿おとしとして御かし被下、秋かり」之上仕候得者、御返上仕候
一道橋普請之儀ハ在夫共へ」被仰付、相応之扶持米被下候
一金銀錫鉱山無御座候
一鉄山通筋ニ無御座候、此畑」農業之障リ故、休山仕居候
一石見名物ハ長濱椀ニおふち（邑智カ）」剣ニ御座候
（３１頁目）
一小鉄山ハ山々見立ヲ以、水を」取、砂鉄ヲ洗取申候
一宗門御改之儀ハ春秋両度」御座故、うろん之者無御座候
一百性之内飢人壱人も無御座候、」凶年之節ハ御地頭様ヨリ」米麦塩等被仰付、御救御座候
一百性之内浪人者無御座候
一預り人壱人も無御座候
一御仕置之儀ハ万事
御憐愍厚、一統難有存奉候
一差出シ米之儀、先々より訳御座候而」差出候趣承及申候得共、」細々不奉存候
一御領内ニ関所無御座候
一人足賃ハ壱里十六文定
一駄賃壱里三拾弐文定
御領内
一惣村数高等之儀ハ委敷不奉存候
（３２頁目）
道法之事

一折居村橋より（平原村境迄
一同所橋より（平原御茶屋迄
一同村同所より（弐拾五丁なり
一同村同所より（岡崎村境迄
一同村同所より（三拾丁なり
一同村同所より（石田小川御茶ヤ迄
一同村同所より（四拾七丁なり
一同村同所より（上市宿場迄
一同村同所より（壱里廿四丁四拾間
一同村同所より木部境迄
三り三十一丁四十一間
周布
一平原村境より（笹ヶ峠御茶ヤ迄
一同村同所より（十丁目
一同村同所より（岡崎村境迄
一同村同所より（十五丁なり
一村同所より（石田小川御茶ヤ迄
三拾弐丁なり
四
一村同所より（上市宿場迄
一□麻山丁石より二王門迄
弐拾弐丁なり
（33頁目）
一村同所より（石田小川御茶ヤ迄
一□村境より（十七丁なり
一村同所より（上市宿場まで
拾三丁＝四十間
三十丁
一村同所より（向う田境橋迄
一村上市より（高下御休迄
弐拾七丁なり
□同村同所より（岡見焼辻垰へ
壱里十四丁なり
一同村同所より（土田御茶屋迄
壱里三拾弐丁廿八間
一向う田村境より（古市場村境迄
十五丁十六間
一同村同所より（高下御休迄
廿五丁十六間
一同村同所より（焼辻垰迄
壱里廿壱丁十六間
一同村同所より（土田御休迄
二リ三十四丁四十間
一同村同所より（木部境迄三リ
十壱丁九十三間
（34頁目）
一古市場村境より（高下御休迄
十丁なり
一同村同所より（岡見御休迄
三十三丁廿四間
一同村同所より（土田御茶屋迄
壱リ十五丁廿間
一
一岡見村境より（焼辻垰御休迄
二十三丁目
一同村同所より（土田御休迄
壱り五丁廿八間
一同村同所より（木部村組境迄
壱り十六丁八十壱間
一田村境より（同所御休迄
三丁
一村同所より（平原境迄
十四丁三十間
一村同所より（木部村境へ
十六丁五十三間
（35頁目）
一木部境迄
弐り九丁四十一間
一組西村境より益田組
益田境より木部境迄
一三里三十四丁四十一間
一濱田御城下より五里十九丁廿六間
一三隅御宿迄三里十丁廿七間
一市御泊りより津田御休迄
一津田御休迄壱里拾九丁
一益田迄

一益田泊りより白上村へ四里九丁
一津和野領
一津和野領益田へ　拾三り十五丁
一佐のより
一濱田より　拾三里里ほど
一大森へ
一濱田より松江　三十弐り
一雲州へ
一濱田より廣嶋へ　廿五リ
一芸州へ
一濱田より　十八里
一津和野へ
（36頁目）
一同所より　廿八里
一長州へ

運上もの覚

一小物成銀之事
石六リ　七匁　紙船　上壱匁七分弐り
薪　鉄穴一口　川役　中壱匁四分弐り
濱役　下壱匁弐分弐り
網置十八匁　らハし　五匁
中拾匁
五匁四分　三十六匁七分
水大役　釣役
（船役
〆

一浮役銀之事
酒場　五匁八分　月六分六り　月弐分七り五毛
大工　船大工　摘屋
木引
月弐分七り五毛
かじ　道　隠

一浮木石之事
」壱本　六合　桑壱本　三合
」壱株　三合　楮壱株　壱合

」
」穴運上銀七匁
」掛目廿三文目
」斗四升
」此運上銀壱文三り宛
（37頁目）
」■三郡
」拾九ヶ村　美濃郡
」但内弐拾六ヶ村　益田組
」々拾六ヶ村　疋見組
」々七ヶ村　三隅組
」七拾■六ヶ村　那賀郡組
但内弐拾五ヶ村　跡市■
々拾ヶ村　三隅組
々三拾三ヶ村　原井組
一拾六ヶ村　邑智郡
内拾ヶ村　跡市組之内
六ヶ村　市木組不残
〆
一御領分東西十五里
但銀山境嘉久志村より
益田組吉田迄
南北九り市木より濱田迄
御領内村■百四拾壱ヶ村
内
一廿五ヶ村　三隅組
一拾六ヶ村　疋見組
一廿六ヶ村　益田組
一三拾三村　原井組
（38頁目）
一三拾五ヶ村　跡市組
一六ヶ村　市木組

〆

一當組内道法四里廿七丁十三間
但折井村境橋より平原村組
境松ノ木迄道法

一御領分境番所弐ヶ所
但東境嘉久志村
西境益田越垰

一舟着湊五ヶ所

【解説】

この文書は、七号文書とともに、天保九年（一八三八）の幕府の役人の巡見に対応するために作られたものと思われる。巡見使からの質問にすぐ答えられるよう、様々な情報が詳細に記されている。

その具体的な内容は、大きく三つにわけることができ、第一に過去の巡見使の情報、第二に折居村・周布平原村・岡崎村・向田村・古市場村・岡見村・土田村・西平原村の庄屋・高・人高・寺社・名所古跡の情報、第三に三隅組全体の詳細な情報である。第二の各村の情報には名所古跡の挿絵があり、特徴的である。残念ながら折居村の人高・寺社の項および周布平原村の高の項は、貼紙がはがれている。

いずれの情報も非常に詳細で、この地域の近世史を調べる上で非常に参考になる史料と思われる。

もともとは表紙にあるように、美濃郡丸茂村の新宅嘉兵衛が作成したものと思われ、天保九年の巡見使の「人馬支配方」（七号文書）を命じられた今市庄屋の林治が借り受けたか、譲り受けたものと思われる。

九　乍憚御尋ニ付申上候口上覚（歯朶垣をめぐる騒動顛末書）〇堅継紙

乍憚御尋ニ付申上候口上覚

兼而歯朶垣御預申上置候処、未」御沙汰無御座、廿二日出水之後者」別而心せき、度々村方江申出」仕候□付、村役人中より御窺ニ御書」被下候故、廿五日追々両三人宛町宿江」伺ニ罷出、多人数ニ相成候處、村役人」相詰候而相窺候間、御役所近辺江」大勢罷出候而者、不相成候間、早速引取」候様、手堅被仰聞、夜ニ入帰り足ニ」大橋ニ而明日四つ比迄、御沙汰無」御座候者、又々聞合ニ罷出可申候与』互ニ相談仕、引取申候処、翌朝より様子」聞□□しく故、多助宅江打寄、」御沙汰相待ち候得共、昼過迄茂御」沙汰無御座候ニ付、乙吉村彦衛門方江」為聞合私参り候処、上本郷村之者」乙吉村之者出懸候趣、見請」申候ニ付、直様罷帰、其段申聞候処、」何茂一同ニ常右衛門方江罷越候得者、」村役人中より不及伺出ニ、御沙汰」次第為相知候間、静帰り居家業」可仕旨、又々申参候得共内ニ居候而茂」気〔兼〕謙茂不仕、乙吉村一同ニ相成、」峠山半左衛門宅江参り、様子相待居候」仕合ニ御座候、金脇方江罷出候儀ニ者』決而無御座候、御沙汰之趣承ニ而、」直様垣手之用意共御座候て」加勢可申と奉存、相待居申候、』只一所ニ

打寄候而御沙汰相待候」儀□、不苦様ニ奉存候処、御法度」相背候ニ相当候段、御察当被仰付候」而者、一言之申訳無御座奉恐入候、」此上如何様御吟味被仰付候而茂、」申上候儀者無御座候、右御尋ニ付」有成奉申上候、以上、

戌九月廿八日　今市百姓　多助
立言　同　五人組　喜左衛門

御庄屋　林治様
御組頭　長右衛門様』

右之通私共立会相調候而、」申口書留仕置候処、相違無御座候、」此上行届不申御不審之儀茂」御座候者、御吟味可被仰付候、以上、

組頭　長右衛門
庄屋　林治

田村庫左衛門様
松本多十郎様

【解説】

この文書は、今市村の百姓多助が藩の役人に提出したものの写しである。一度庄屋・組頭に提出され、彼らの一筆が加えられた上で、藩の役人に提出された。

林治は略譜（十五号）によると文政三年（一八二〇）から庄屋を務めており、在職中の可能性がある戌年は、文政九年（一八二六）、天保九年（一八三八）、嘉永三年（一八五〇）、文久二年（一八六二）である。

多助は藩の役人から歯朶垣を預かっていたが、それについて何の連絡もないため、問い合わせようと役所に出向いたところ、上本郷村・乙吉村の人々が聞きつけて大勢集まり、騒動になってしまった。このため、多助は取り調べを受けることになり、庄屋と組頭および五人組の喜左衛門が立ち会って、この顛末書が作成されたと考えられる。

このような騒ぎが起きた原因として、幕末の政情不安があった可能性がある。

十　頼母子証文雛形○竪冊

頼母子證文之事

一正銀五巻目也、」右者何右衛門殿』始第八番私江」札當り、前書之」銀辻、慥ニ受取』申候、返弁之儀は」御定之通、年々」急度返済可』申候、

此質物左之通

一上田三反歩高三石』
一中畑八畝歩高弐斗
一山林壱ヶ所
但凡三町程』

一酒場壱ヶ所
株高百五拾石
造米高弐百石』
一酒蔵壱軒
一五尺桶拾五本
一四尺　八本』
半切七十五
小道具不残
袋六百九拾表』
済舩壱艘并ニ
掛石共ニ其外
諸品壱弐』
一居宅壱軒
一土蔵五軒
〆右之辻』
内
御年貢諸役」引残貢入米』四石八斗七升六合」五勺三才弐毛、」右之品々書入』置候間、千萬一」返弁不埒之」節者、前書之品』不残請人方江」引受、御連中江」は現銀◆急度』返達可申候、為」後日御庄屋之」御奥判・御』組頭衆印形并ニ」受人相立、證文」相認メ入置申』
處如件

弘化三年　取主何屋
何右衛門
正月吉日　受人何村
何兵衛』
頼母子　證人組頭
何左衛門
御連衆中

【解説】

この文書は、頼母子講から借銀する際に、提出する証文の雛形である。

頼母子講は、人々が集まって講を結成し、少額の米穀・銭貨を拠出して、抽選などの方法で講中の者に融通する社会慣行である。

十一　御仲済御礼一札〇竪紙

御中済御礼一札之事
一去ル未之年乙吉村八蔵与取引故障」出来仕候而、御村方御厄介ニ相成候段恐入」奉存候得共、無余儀参り懸ニ付、只様年延ニ」相成候処、此度貴家御心入ヲ以御中済被成下、」其上御両村之処、御相拶被成下、於御村方ニ」茂格別之御掛引ニ以、品態〔能〕御済被下」候段、別而難有仕合奉存候、依而御中済」御礼一札差上置申候処、依而如件、

嘉永七
寅正月日　本人ゑひすや
安左衛門（黒印）
ミしまや
伝右衛門殿

【解説】

この文書は、嘉永七年（一八五四）に、ゑひすや安右衛門がミしまや伝右衛門に宛てた礼状である。

ゑひすや安右衛門は弘化四年（一八四七）に乙吉村の八蔵と取引をした際、もめごとが起こり、なかなか解決できなかったところ、ミしまや伝右衛門の仲裁により解決したようである。

この文書が金山家に伝わった経緯は不明である。

十二　山下捨状○竪紙

山下捨状之事

一山下壱ヶ所

但處は大師堂下也

右之代金壱両ニして、永代賣渡代□」慥ニ受取申所実正也、然ル上は永代御」勝手ニ御支配可被成候、於此山下」毛頭妨申者無御座候、為後念之」御組頭之證判取計、永代捨状仍而如件、

安政六年
未四月　　売主川崎屋　勘三郎（黒印）

證人組頭　友三郎（黒印）

鮓屋
亀之助殿

【解説】

この文書は安政六年（一八五九）に、川崎屋勘三郎が鮓屋亀之助に、山下の土地を金一両で売却した際の契約状である。組頭は証人として署名捺印している。

十三　（倅およびその妻子引取許可願い下書）○竪継紙

近来
右之者■度つわの領高角村へ出職仕居候処、近々為壱年」他所稼六ヶ
儀取行■■■■
度当地へ罷帰居候処、此度悴山伏勝山茂」当地ニ逗留仕■不法之■■
儀取行候ニ付、
■父子之■付、伝者（彼カ）儀も同様」立退被仰付、再他行仕候段に成、親類
父■■■■　歎ヶ敷
者不及申、一統」■■■奉存候、同人儀於而実躰之者■■ニ而右被」
仰達、直様悴勝山勘当仕高津村へ引取、恐入居、」御口合御座候、今
更妻子数多召連路頭迷候段■」不便至極ニ奉存候ニ付、何共恐入候、
御願ニ御座候得共」格別之御仁恕ヲ以、帰村御免被仰付被下置候ハヽ、」
一倍難有仕合可奉存候、此段御書附奉歎願候、宜敷」被仰上下奉願候、
已上

【解説】

この文書は、何者かがその勘当した息子を引き取ることを願い出た文書の下書きである。

この文書の筆者の子は、津和野領に出稼ぎしていたが、戻ってきた際に山伏や勝山（遊女）を連れて帰ったため、処罰を受けた。このため、筆者はその子を勘当したが、妻子を多数連れて路頭に迷っている

ことを心配し、引き取りたいと願い出たようである。

十四　（諸秤改につき、仕様書等雛形）〇竪冊

此度為諸秤改、神善四郎手代」織田三兵衛當月下旬濱田表江罷越、尤新町」松屋□左衛門方ニ滞留いたし、御領分中諸秤」相改候積ニ付、着之上、濱田表より申来り候」間、其節（せつ）村々諸老例之通差出改請」可申候、尤於村々此節より早速諸秤』下改いたし置、改日限申来次第、速差出候様」取計り置可被申候、

一諸秤改仕様帳写、左之通り

諸秤改仕様書之覚

一御領分町在中共ニ、諸秤所持之分は、不限」新古たとひ当時入用様ニ、一町一村限其所之」年寄庄屋より家別致吟味、免数書付」左之通相認、大年寄・大庄屋中江差出、夫より』秤改所江差出候様仕度奉存候、勿論町」在中共ニ此節諸秤取集置候而ハ、諸人」商事之差支相成候間、追而私共御當地へ」参上仕候、上町在々（中カ）共ニ此節諸秤取集」間、其節取集差出候様、

吟味之上免数帳面は早速相調置、私共」御當地へ参上仕候節、早速差出候指出様仕度」奉存候、

覚』

一銀秤　何挺　一皿秤　同断

一小千木　同断　一大千木　同断

〆　何挺

右之通當町内村内致所持候、勿論町ハ裏借家村ハ小百姓

□□処、相違無之候、以上、

町年寄
年号月　誰印
何郡何村庄屋
御秤改所　誰印

一町在中共ニ諸秤相改相渡候節、一札」印形交取来り申候、案文左之通り御座候

一札

一先達而従江戸御表被為　仰出御触■、」委細奉承知候、此度千木秤御改ニ付」當町□裏借家村中小百姓ニ至迄致」吟味、千木秤各目之面数書付相添、指」出改請之候、然る上ハ當町内村ニ改□（残カ）り』之諸秤壱挺も無之候、万一千木此度」御改ニ隠置候儀、御見廻り之節御見届」有□□ハヽ、持主ハ勿論町役村役之者共」不吟味之段、如何様ニて御申上候とも、其節」一言之申分無之候、為後日仍而如件、

何町年寄　誰印
年号月
何郡何村庄屋　誰印
御秤改所

一町在共ニ諸秤役ニ差出し節は、秤之象裏ニ」張紙をいたし、持主之名所迄委敷書付」可申候、千木ハ大小共ニ棹并錘迄ニ持主之名所書」之札を付可申候、

一町在中諸秤指出し上、能秤改印いたし」節□□損シ之分ハ御定之料、物引査」相渡シ可申、勿論悪敷諸秤ハ取上ケ」置可申候、勿論悪敷諸秤ハ取上ケ、』悉改質済之節、御役所上納仕候、」新秤望之在ハ早速申出候様仕度」□□□候品も有之候、一ハ其手當」早速仕度候、勿論直段之儀ハ京都」御定之通ニ而売渡シ申候

十秤継押中緒五拾匁代銀四匁十■■

【解説】

この文書は、神善四郎の手代織田三兵衛が浜田に諸秤改のために赴き、各町・各村に書秤の仕様書などの提出を命じた際、その手本として各町・村に配布されたものと思われる。

当時の秤の種類として、「銀秤」・「皿秤」・「小千木」・「大千木」と呼ばれるものがあったこと、秤が重要な道具であるため、厳密に取り調べが行われていたことなどがわかる。

十五　先祖数代勤言上覚

（表紙）

天保五年

先祖数代勤言上覚

午七月　今市庄屋［　］治

（1頁目）

午憚御尋ニ付申上候口上覚

先祖書以前之儀は相知不申候

一慶長年中より庄屋役勤来り申候、年月」等委敷儀は相知不申候、今市庄屋初代平兵衛

（2頁目）

一慶長拾四酉年［　］跡役悴　同弐代与右衛門

右順役被　仰付、難有相勤申候

一寛永拾弐亥年与右衛門跡役悴金山又左衛門　同三代

右順役被　仰付、難有相勤申候

（3頁目）

一正保四亥年金山又左衛門跡役悴金山治右衛門　今市庄屋益田浦年寄役　同四代

今市庄屋順役并益田浦年寄役」被　仰付相勤申候、尤益田浦年寄役」是より始而被　仰付候様申伝ニ御座候

一延宝五巳年金山治右衛門跡役悴　今市庄屋五代六左衛門

（4頁目）

右順役□　仰付、難有相勤申候

一元禄拾壱寅年六左衛門跡役悴　今市庄屋六代三之助

今市庄屋役被　仰付、暫相勤、廻船」手船改仕度ニ付、御免之奉願上候得者」御預ヶ役ニ被　仰付、弐拾ヶ年中役仕候

（5頁目）

一享保四亥年三之助悴跡　今市庄屋七代太右衛門
今市庄屋役被　仰付、宝暦五亥年迄」三拾七ヶ年相勤申候内、
元文四未四月」勤切御座候ニ付
御紋附御上下御許領被下置、難有」着用仕候
（6頁目）
一宝暦五亥年太右衛門跡役悴　今市中須村庄屋八代六治郎
今市庄屋役被　仰付、難有相勤申候、」下本郷村庄屋役被　仰
付暫相勤御免」之御願申上候得は、御決済被下置、」其後中須
村庄屋役被仰付、難有」相勤申候、尤寛政九巳ノ年迄四拾三年」
無滞勤申候
（7頁目）
一寛政九巳年六治郎之跡役悴　今市中須村庄屋九代八郎右衛門
右順役被仰付、難有奉存候、
松井治郎太夫様御代官被遊候節、」出精相勤候由、御誉御言御
座候、」
松本治兵衛様より右同様御意御座候、
（8頁目）
大屋久兵衛様より右同様御意御座候、」両品御褒美被下置、難
有奉存候、」
斎藤與左衛門様御勤被遊候節、文化三」寅暮、御目録之通御褒
美被　仰付」難有奉存候、文化八未八月」御目録之通御褒美被
仰付、難有」奉存候、
（9頁目）
文化九申二月祖父太右衛門江被下置候、」
御紋附御上下順着仕候様被　仰付、重々難有」仕合奉恐入候、」
藤井作左衛門様御勤被遊候節、文化十三」子二月十日
御紋附御上下并御目録被　仰付被下置
（10頁目）
難有仕合奉恐入候、
文化十四丑■三月十六日金百本入被下置、」難有奉存候、同四月
十日銀札壱符」被下置、難有奉存候、文政三辰」年迄弐拾四ヶ
年無滞相勤申候
（11頁目）
一文政三辰年八郎右衛門跡役悴　今市庄屋拾代林治
今市庄屋役被　仰付、難有存奉候、」又八郎右衛門勤中」御■
在被遊候節、御目通被仰付、」鳥目被下置、難有仕合奉存候、
（12頁目）
右之通書上仕候、此段宜被仰上」可被下候、以上、
今市庄屋林二
一天保十弐丑八月十七日才蔵組頭役被仰付候

【解説】

この文書は、天保五年（一八三四）に、今市庄屋の林治が藩からの先祖の事績についての質問に対して、答えたものである。

慶長年間に今市村の庄屋を初めて命じられた初代の平兵衛から、十代の林治まで各代の事績が記されている。最も古い記述は二百年以上さかのぼるため、その内容については他の史料で裏付けをとることが望ましく、慎重に検討する必要がある。

他の「金山家文書」に見えるのは、七代太右衛門（一号）、九代八郎右衛門（三号・四号）、十代林治（六号・七号・九号）である。金山太右衛門は宝暦年間に乙吉村の庄屋として、雪舟の墓を再建した人物として知られる。

信憑性をとりあえずおいて、内容そのものに注目してみると、遅くとも慶長十四年（一六〇九）以後、天保年間まで今市村の庄屋を務めていたことになり、まさに江戸時代全期に渡っている。また益田浦年寄・中須村庄屋・下本郷村庄屋なども務めた。こうした功績が報われ、七代太右衛門は「御紋附御上下」の着用を許され、九代八郎右衛門は何度も褒美を与えられ、祖父の「御紋附御上下」の着用を認められ、十代林治は藩主に「御目通」が許され、鳥目（銭）を与えられた。

また私的な側面として、六代三之助が「廻船手船改」を願い出たことは注目される。このことは、金山家が廻船業を営み、少なからず廻船を抱えていたことを示している。この廻船による経済力を背景に、金山家は庄屋を務めたのであろう。

十六　記（金山家歴代当主および妻子の卒年・戒名）　○切紙

記

卒和（享カ）三年　亥正月十七日
亡ス
徹山道志居直位金山六治郎

金山八代六治郎

文政四年巳十二月五日
六治妾（妻カ、以下同じ）
享和四年三月十七日
白岩禅庭大姉

金山九代八郎右衛門

享和三年正月廿七日亡ス

八郎衛門妾
濱田御臣家仲原村
輪右衛門娘

嘉永六年丑八月十二日
金山拾代権八　十四
天保五年申午年十一月廿六日
郷直夫然自性庵◆玉

明治五年申八月十六日亡ス

金山拾代亀之助行年六十七才

白岩良権居士
金山拾壱代権八行年五十五才
内田与右衛門　三男　新八父

大正七年二月廿日権八■妾

中須福原助右衛門女
妾
をたツ行年九十歳
寂峯浄光大姉新八母

【解説】

十七号文書とともに解説する。

十七　（**益田組金山家歴代職歴**）〇切紙

益田組
文化四年　今市
中須
三月十六日庄屋
金山九代八郎右衛門
親六治郎行年
六拾九歳ニ而果ル
庄屋役四十三年相と押六拾
歳ニ隠居
大正三年十月廿一日
区長金山新八
大正四年五月十日
農会役
金山新八
大正七年　大市

石方
同八年　大市
同九年　石方
大正八年五月　大市
巌島拝前　新ちくたて
区長金山新八
区長七カ年つとめ　石方　三ヵ年

【解説】

十六号は金山家歴代当主およびその妻子の卒年や戒名を記したもの、十七号は金山家歴代当主の職歴が記されたものである。ともに八代の六治郎以降のことが記されている。九代までは一致しているが、十代以降の記述が十五号およびそれぞれで違っている。江戸時代の終わりとともに、家が分かれたことを示すものか。

このほか、「**中庸集略**」（正保丁亥歳大呂　田原仁左衛門新刊）、「**大元授時暦経**」（寛文八年二月　泉浜後学井上了柏書）、**本草書**（漢方薬の処方について）、「**西国三拾三所詠歌**」、**掛け軸**（和歌と歌人が描かれている）、「**神武天皇御神像**」（明治十四年　大阪府平民飯田松蔵発刊）、津田南濤『**中等教育　鼈頭作文いろは引　註解用文三千題目次**』（奥書欠）、学海指針社『**訂正　帝国読本巻之八**』（小林八郎、明治二

十五年初版、同二十七年四版）、**計算の読み本**（表紙・奥書欠）があるが、翻刻は省略する。

【補遺】

十八　寅春人高増減帳〇竪冊

（表紙）

慶応弐年

三月十六日

寅春人高増減帳

美濃郡益田組

今市

寅春増人之分

久城村　組頭助右衛門娵、安次郎女房、弐拾壱歳

一真宗　泉光寺旦那　ふい

此者下吉田儀左衛門娘、去ル丑十一月十四日

助右衛門娵ニ参り申候、

益田村　新屋源吉養子五歳

一浄土宗　暁音寺旦那　越原村　去六月六日ニ　六太郎

此者津和野領岩本鶴太郎忰、養子ニ参り申候

去丑二月十七日ニ

源吉養子ニ参り申候、（異筆）「友吉」（異筆）「四十歳」

（朱書）「下本郷村　大黒屋喜代蔵娵弟、■■女房■■■」

「■■■（朱書）一禅宗　■妙義寺旦那」　かん

（朱書）「此者喜代蔵娵ニ参り申候」　下本郷村喜蔵養母、喜代蔵娵弟ニ参り申候　丑二月廿日

寅春減人之分

益田村　新屋源吉父六拾六歳

一浄土宗　暁音寺旦那　才蔵

此者去丑五月六日ニ相果申候、

上本郷村　蛭子屋寅次郎女房四拾九歳

一禅宗　妙義寺旦那　つぢ

此者去ル丑五月廿七日不縁ニ付、

中嶋兄直村七方江差帰し申候、

久城村　組頭助右衛門女房五拾三歳

一真宗　泉光寺旦那　だい

此者当寅正月十一日相果申し候、

二人（貼紙）「男二人」

女弐人」

」是去丑二月十日より寅二月十日迄

」人

（朱書）「弐人」

」女壱人

」二月十日より寅二月十日迄

」御座候、以上、

」月十六日　　今市庄屋

金山亀之助（黒印）

送状之事

何乃何方今村何兵衛

何助娚参申候つる、当何御改より

貴御村（之御）入帳送状、依而如件、

』

以手紙得貴意申候、然者」貴御村何左衛門弟何吉、当村何兵衛養子参候様、御送状」之通、引請候所、当村宗帳」たゞ養子御座候間、左様」□仕出可被下候、奉願候、」□□□□此段得貴意申候、已上、

』

」請状之事

当卯何拾才

何吉

右者、此者当村何右衛門養子ニ相成、参り」候ニ付、送状之通引請申候間、」可被成除帳候、為後日請状」如件、

何何月　　何村役人判

御役人中（何村）

【付記】

この文書を翻刻するにあたっては、古文書を読む会（於益田市立図書館）において輪読し、多くの貴重な意見をたまわった。この場を借りてお礼申し上げたい。

図　版

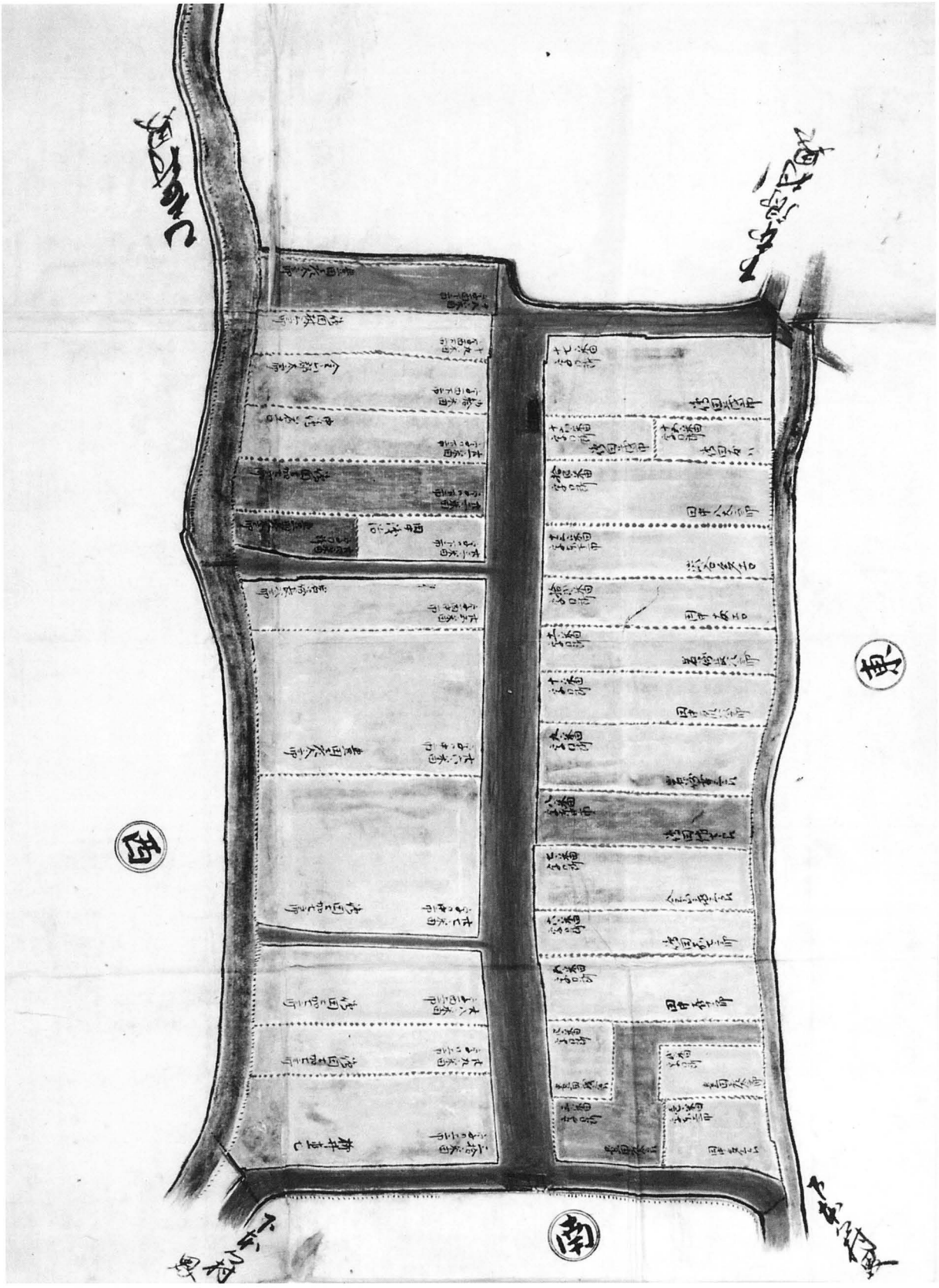

美濃郡今市村地図（広島大学図書館所蔵）

図版　2

調査着手前

重機による造成土堀削

土層堆積状況（西壁・北壁）

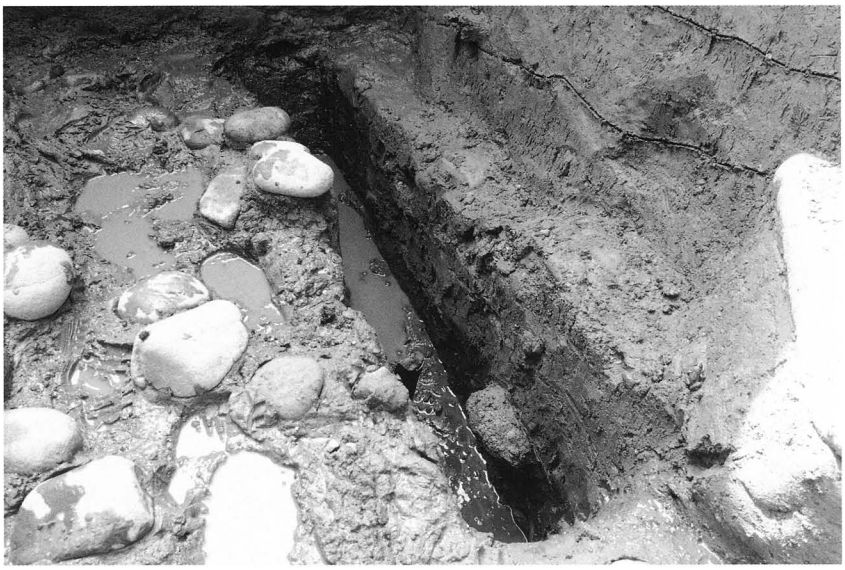

下層確認状況

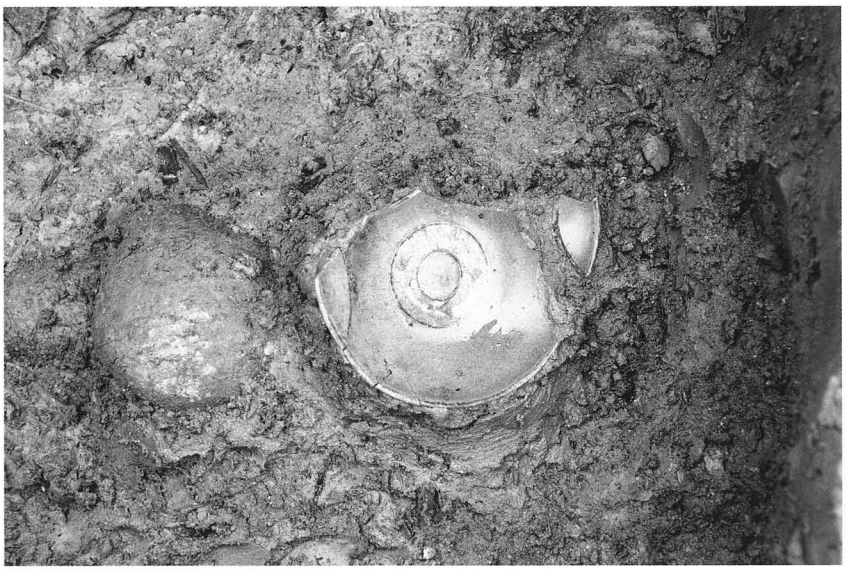

銅緑釉陶器皿出土状況

木製品（板材）出土状況

図版　4

礫敷遺構検出状況（西から）

銅緑釉陶器　皿

図版　6

礫敷遺構共伴遺物

礫敷遺構共伴遺物

報告書抄録

ふりがな	ちゅうせいいまいちいせき
書名	中世今市遺跡
副書名	今市川農道橋架替工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編集者名	佐伯昌俊
編集機関	益田市教育委員会
所在地	〒698-8650　島根県益田市常盤町1番1号　TEL 0856－31－0623
発行年月日	2015年3月1日

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積（㎡）	調査原因
		市町村	遺跡番号					
中世今市遺跡（ちゅうせいいまいちいせき）	島根県（しまねけん）益田市（ますだし）乙吉町（おとよしちょう）	32204	Q323	34°41′06″	131°50′40″	20140602～20140620	16㎡	農道橋架替

遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
中世今市遺跡	集落跡	中世末～江戸時代	礫敷遺構（舟着場）	須恵器、土師質土器、瓦質土器、貿易陶磁器、国産陶磁器、金属製品	舟着場跡と考えられる礫敷遺構が確認された。

中世今市遺跡

今市川農道橋架替工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

平成27年3月発行

編集・発行　益田市教育委員会
島根県益田市常盤町1番1号

印　　刷　のさか印刷
島根県益田市高津五丁目28番8号